

# 河合町議会会議録

令和2年 3月6日 開会

河合町議会

## 令和2年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
常 盤 繁 範	3
佐 藤 利 治	17
中 山 義 英	27
坂 本 博 道	47
○散会の宣告	63
○署名議員	65

令和 2 年 3 月 6 日（金曜日）

（第 3 号）

# 令和2年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

## 議事日程(第3号)

令和2年3月6日(金)午前10時00分開議

### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
安心安全 推進課長	上村 学	総務課長	小野雄一郎

財 政 課 長	上 村 卓 也	高 齡 福 祉 課 長	松 村 豊 範
子 育 て 支 援 課 長	小 山 寿 子	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸
環 境 衛 生 課 長	佐 藤 桂 三	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 島 照 仁
生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号6番から9番の方の質問になります。

それでは、受付順に質問を許します。

---

◇ 常 盤 繁 範

○議長（杵本光清） 6番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、常盤繁範、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問事項としましては、大別しまして2項目ございます。

まず、ごみ処理の意識調査について、次、議会選出各種委員会の委員報酬と任期について質問させていただきます。

では、まずごみ処理の意識調査についての質問をさせていただきます。

現在、河合町は奈良県が推進している奈良モデル事業の一部、ごみ処理広域化に財政的な

支援を受けることを前提に、山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加しております。これは、河合町単独では循環型社会形成推進交付金の交付条件を満たさないため、ごみ処理施設老朽化に対する施設更新が難しく、他の市町と広域処理することにより、行財政の効率化を見込み参加すると解しております。加えて、地球環境に対する配慮として、二酸化炭素排出抑制等の試み、限られた資源の有効活用の社会的な責任を果たすための循環型社会を形成するための取組も自治体に求められております。

しかしながら、現在の河合町のごみ処理方法では、ごみ処理広域化に対する求められる搬出法、または町民それぞれの地球環境に対する取組が反映されていない状況であると考えます。

その点を踏まえて、今後、町民や事業者の方々にご協力頂かなければいけないこと、行政サービスでなければいけないこと、この2点を整理するために、以下の事項を踏まえて意識調査を行うべきと考えます。

ご回答ください。

1つ目としましては、ごみ処理広域化の詳細な内容を知っているか否か。

2つ目は、将来求められる細かな分別について、種類によっては手間がかかるため、人員と費用が必要になる可能性もありますが、ご理解頂けるか否かの設問。

3番目、町民の方々や事業者が行っているごみの減量や再資源化の方策、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）それぞれに対する設問をつくっていただく。

4番目、現在実施されている集団資源回収の意義についての理解度。

仮に意識調査を行うことを考慮されている場合は、以下の内容も踏まえて、今申し上げた内容以外の事項も理事者として考慮しなければならないと考えます。これもご回答ください。

1番、リフューズ（不用品を買わない）、リペア（修理費用）。

2番目、町民のごみ処理に対するアイデアや意見聴取。

3番目、調査時期とそれを踏まえた施策の策定と実行時期。

続きまして、次に、議会選出各種委員会の委員報酬と任期について質問させていただきます。

現在、議長、副議長、各常任委員長充て職での委員、議会推薦での議員に割り当てられた委員や一部事務組合議員としての職務を行う組織が合計29組織あります。一覧にしますと、様々な条例・規定をもとに報酬が支給されているもの、または条例・規定なく報酬が支給さ

れているもの、報酬について町長の定める能率給なるもの様々ございます。公然された議員報酬とは別に支給されており、町の条例や規定で定められた報酬は河合町の財政状況を鑑みて一律無報酬とすべきと考えます。

それを踏まえて、以下の内容を質問いたします。

1、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例には36区分の対象があり、それぞれ報酬額が定められております。議会議員に充てられている報酬については、条例の一部改正によって無報酬とすることができると考えますが、いかがでしょうか。

2、またその別表第1の表です。区分4に農業委員会委員の報酬について能率給とあります。財政状況を鑑みて見直しすることが必要ではないかと考えますが、考慮されていらっしゃいますでしょうか。

3番目、また、その別表第1の表、区分21に特別職報酬等審議会委員とありますが、報酬等の見直しを行う場合はその審議会を経なければならないのでしょうか。加えて、その審議会の活動実績をご回答ください。

4番目、一部事務組合等の議会や会議等で、河合町外で実施される場合のみ、別表第2のような日当一律、鉄道費規定、車賃規定を定めた報酬に統一すべきと考えますが、ご回答ください。

次に、報酬について、仮に私議員が辞退する場合、何らかの条例や規定に抵触いたしますか、ご回答ください。

最後に、任期について、議長、副議長、各常任委員長については、在職期間、議会推薦の委員については、公選職としての職制上、改選までとすることを明確に定める必要があると考えます。ご回答ください。

再質問については、自席にて行います。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、1つ目のごみ処理の意識調査についてお答えさせていただきます。

町民皆様のごみ処理に対するご理解については、平成25年4月に家庭ごみの分別に対する出し方の冊子を全世帯に配付させていただき、今年度5月広報に分別と出し方として、再度抜粋を折り込み、啓発を行っており、転入者に対しても配付しております。

ごみ処理広域化に向けて、今後のごみ処理については、資源ごみの分別、ごみの出し方や



収集体制の見直し、また粗大ごみの収集方法の検討など課題が山ほどあるため、担当課としては、先進地の事例などを参考にしながら、町民皆様のご意見を聞き、慎重に検討してご理解頂けるよう努めていかなければなりません。そのためにも、議員よりご提案頂いた町民の意識調査の実施、5Rなどの設問、町民皆様のごみ処理に対するアイデア聴取などの設問項目、内容について十分踏まえ、施策策定、調査実施時期、実施方法など検討する必要があると考えています。

次に、現在実施されている集団資源回収の意義については、全町民参加のもと各地域で集団回収活動をしていただくことにより、資源の再利用とともに一般廃棄物の減量及び有効利用の向上を図ることです。

実態については、今年度は25団体が登録されており、各団体が回収業者と直接契約をして対応されています。回収品目は新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、アルミ缶を回収されています。町としては、活動に対する支援として、助成対象外のアルミ缶以外は1キログラム当たり1円の助成を行っています。

今後は、町としても資源ごみ分別収集に取り組み、資源化率の向上と可燃ごみ減量化に努めていきますが、現在行っている集団資源回収の支援については継続し、資源の再生利用促進に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問頂きました2つ目の区分、議会選出各種委員会の委員報酬と任期につきましてお答えいたします。

まず、これらの報酬ですが、議員報酬とは別に支給されており、町の財政状況を鑑みた場合、一律無報酬とすべきと考えるというところで、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、これら委員等報酬のうち、議会議員に対して無報酬とすることができるのかというご質問ですが、まず最初に、報酬とは一定の役務への対価として与えられる反対給付であり、地方自治法上は委員会の委員等に報酬を支給しなければならないとされているところです。このことから、議員報酬というのは、議員としての職務に対して支給するものであり、委員報酬は、当該委員会の委員としての職務に対して支給されるものと言えることから、重複して支給されている、そういった性質ものではございません。

ただし、この委員報酬を議会議員に限って無報酬、つまり支給しないことができるのかというご質問に対しましては、県内市町村の条例を確認しましたところ、多くの市町村で支給しないこととしている例があることから、可能であるとは考えます。

次に、質問1つ飛ばさせていただきまして、3つ目、この条例に規定する報酬を見直す場合に、特別職等報酬審議会の手続を経る必要があるのか、またこの審議会の活動実績はというご質問ですが、河合町特別職報酬審議会条例では、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くと規定されているところでございます。今回のような非常勤特別職に対する報酬に関する条例を提出する際には、意見を聞く必要はございません。このことから、平成15年に開催以降、平成16年度以降は審議会は開催されておりません。

次に、ご質問頂きました一部事務組合等の議会や会議等で、町外で実施されるもののみ一律の日当、鉄道費、車賃などを報酬に統一すべきとのご質問でございますが、まず一部事務組合の議会議員としての報酬や費用弁償に関しましては、本町の定める条例に基づき支給しているものではなく、一部事務組合で定めた条例に基づき支給されているものであり、本町がその見解を述べる立場にはないため、回答は控えさせていただきます。

次に、報酬を辞退した場合、何らかの条例等に抵触するかというご質問ですが、冒頭ご説明いたしましたとおり、本来、支給することとされている報酬を辞退するということは、支払う義務があるもの、つまり今回ですと法人である河合町に対して財産上の利益を与えることとなり、条例で無報酬とすることなどの規定を設けなくて、公職にあられる方が任意でその受け取りを辞退された場合には、公職選挙法第199条の2に定められました選挙区内にあるものに対する寄附の禁止、これに抵触する場合がございます。

次に、任期につきまして、議長、副議長、各常任委員長の充て職であるならば、その在職中、そして議会推薦の委員は、議員としての在職中といった規定を明確に定める必要があるというご質問ですが、議会からご推薦頂き、各委員会等に参画頂いている委員任期の定めについては、法律、条例、要綱などその根拠は様々でございます。委員の任期と議会議員の任期が一致しないことから、委員任期中に議会の改選時期を迎える場合が当然ながらございます。ただ、そういった際には、当該委員が議会議員であることを条件に参画をしていただいている場合、改めて推薦依頼を行い、委員の交代など対応を実施しているところでございます。

以上となります。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福面まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） 私のほうからは、農業委員会の委員の報酬、能率給について、財政状況を鑑みて見直しをすることが必要ではないかと考えますが、考慮されておりますかというご質問についてお答えさせていただきます。

平成28年農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員及び農地利用適正化推進委員は、農地利用の最適化の推進活動、農地の利用状況、農地の意向調査、遊休農地の解消活動、新規就農者などへの農地のあっせんなどが必須項目となり、その活動を積極的に推進するために国庫100%の農地利用最適化交付金が新設されました。この能率給は、目標達成に向けた活動に対して支給されるものです。国の農地利用最適化交付金事業実施要領で、月額1人6,000円が上限と定められております。本町の委員定数は14名ですので、河合町農業委員会に対する交付金の上限額は100万8,000円となります。各委員に対する支出根拠については、各委員から毎月提出される活動実績に応じて、交付金の範囲内で能率給として支給するものでございます。

なお、交付金制度が廃止になり、町負担となった場合には考慮させていただきます。

私のほうからは、以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、設問1つ目のものに関して再質問させていただきたいと思います。

Aの部分で、その点を踏まえて、事業者にご協力を頂けないこと、行政サービスでなければいけないこと、この2点を整理するためというところで、意識調査の内容として盛り込んでくださいねというところの4番目、現在実施されている集団資源回収の意義についての理解度、その仕組みについて、町民の方々に改めて周知することと、またその取組について、最終的にどのように資源化されているかの周知もできれば検討段階の中で盛り込んで頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 議員の提案のとおり、当然その件についても盛り込んでいくつもりでございます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

あくまで検討段階という形ですので、その後どうなるか分からないところはあるんですけども、次のちょっと追加質問させていただきたいと考えているのは、まほろば環境衛生組合、設立されました。その場合、他町のごみを引き受ける可能性があると思うんですね。当然のことながら、安堵町のごみ焼却施設を一旦リニューアルするその期間中、安堵町のごみをどちらかの、広陵町、河合町いずれかの町でごみを一時的に引き受ける可能性があると思うんですが、そういったところの部分、協議はどのような形になっているのか、ちょっと明らかにできませんでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 安堵町のごみ引受けの件については、今のところまだ正式には決定されていません。今後の会議で協議することになります。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その件について、1点ちょっと過去にあった出来事についてのもの、気になっている点がございますので、その道義的配慮、そういったものがあるかどうかをちょっと確認させていただきたいんですけども、過去に河合町の清掃工場、火災事故を起こしまして、ごみの処理ができなかった時期があるんですね。その際に、たしかなんですけども、たしかそうだったと思うんですけども、安堵町さんが、ご厚意によって無償で河合町のごみを引き受けてくださっていた時期があると思うんですね。私としましては、そういった恩義というか、ものをお返しするタイミングが来たのではないかなと。少なくとも、私も河合町のごみを引き受けてくださったトン数分は、例えば安堵町なりで搬出されたごみを処理料を請求しない、そういったところの配慮が、もし仮に引き受ける場合には必要ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 河合町の焼却施設の火災につきましては、平成27年12月21日に発生いたしました。安堵町に約3か月間の間、議員の言われるとおり、引受けをしていただいております。無償により引き受けをしていただいております。受入量については

132. 16トン受け入れてもらっております。この点も踏まえて、先ほど申しましたように、今後の会議等で協議されていくということになると思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その件に関しましては、人と人とのつながりですんで、我々議会のほうにも逐次そういう形になっていきますとお話頂だけでも本当に結構でございますから、実際はこうでしたという形ではなくて、我々議員としても、そういったところを配慮すべきやと思う議員、私はそう思いますし、他の議員もそういうふうに感じてくださる方もいらっしゃると思いますので、できればその部分に関しましては、その件に関しましては、協議に乗せておいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、仮の話なんですけれども、山辺環境衛生組合、天理にできますね。そちらに現在のところ、河合町は可燃ごみだけ引き受けてくださると、そういう予定でいらっしゃる。しかしながら、今後の意識調査をこれ実施するかどうかはちょっとあれなんですけれども、町民の方々の意識も、やはり山辺みたいな形の話に仮になった場合、そのごみの受入れ、実際に山辺環境衛生組合でできるのか。その収容能力というか、キャパシティーのちょっと確認をしたいんですけれども、現時点で分かりますでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 不燃ごみの参加などについては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の判断となり、組合構成10市町村の意見、承諾及び各市町村の議会の議決が必要となりますので、お答えすることは控えさせていただきます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そういう形ですと、当然のことながら、河合町としてはこういう方針でいますけれども、ほかの9市町村に対していかがでしょうかという形の手続が必要になるわけですね。

ここで、ちょっと町長に質問させていただきたいんですけれども、しっかりとした形で河合町内でそういった手続が完了しまして、さあ、山辺の事務組合にそういう提案はできる、そういう段階になりましたら、仮の話ですが、申入れのほうをしていただくというところは

お考えになっていただけますでしょうか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘していただいた件につきましては、そういう流れになった場合、検討していく課題になるだろうということを確認しております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 続きまして、Bの部分、意識調査を行うことを考慮されている場合は、以下の内容も踏まえてというところの部分で追加質問をさせていただきたいんですけども、先ほど佐藤課長のほうから5Rのお話出ましたね。5Rの意義として、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペアという形で、これに関しては、実際に行政サービスとしてどうするかというところは、もう啓発活動ぐらいしかないと思うんですね。リフューズとリペア、特にそうですね。

そういったものと併せて、町民のごみ処理に対するアイデアや意見聴取、実際のところ、私自身も町民の方々といろいろお話をさせていただくと、不燃ごみの袋に入れる前にいろいろさせてもらっていると、資源化になっているんでしょうと。いや、実際はちょっと違うんですね。話をすると、それだったらもう信用するのやめようかしらなんて、そんな話も聞かれるところもあるんですけども、それぞれごみの減量に対して、テレビとか雑誌とか見て、じゃ、うちもやってみようかしらとやっていたらご家庭が結構あるんですね。

1つ参考としてちょっとお示したいんですけども、佐藤課長のほうには事前にちょっと資料としてお渡ししております。これ王寺町のごみ収集のカレンダーなんですけれども、表面に収集日の予定表書かれているんですね。この裏面にごみの捨て方、図解で示されているんですよ。河合町、それに対して、表面カレンダーになっているんですけども、裏白紙なんです。非常にもったいない気がするんですね。コストはかかりますけれども、以前、平成25年4月に発行されたこういった冊子を作るとなると、ちょっと言葉は大げさかもしれないですけども、一大事業になるわけですよ。細かな分別法変更になりましたとか、町民の方々から将来的に分別の方法としてこういうアイデアを頂いて、その方に対して表彰しました、それを河合町としてこういうマニュアルに載せて皆さんに周知しましょうみたいな、そういったことも将来的に仮にあったとした場合、細かな分別法の変更について、毎年こういった形の発行を行うことによって周知しやすいと思うんですね。そういったことも、今後はご検討頂きたいことと、あとはこの王寺町の資料見ますと、家電リサイクル法対象品

の指定引取場所、これ河合町内の業者さん記されているんですね。それに対して、地元の河合町は、そのリサイクルの引受け場所というものの周知はどういった形で行っているのか、そこをちょっと併せて質問させていただきたいんですけども。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 議員のほうから、王寺町のカレンダーのほうを見させていただいて、実際本当に便利であるなというのは実感させていただきました。その件については、来年度のカレンダー作成のときには、参考にさせていただきたいかなというふうに考えているんですけども、ちょっと王寺町のほうに経費のほうを確認させていただきましたら、ちょっとやはり今のうちのカレンダー作成のおおむね4倍程度、やっぱりいろんな部分載せておられますんで、かかるというふうなことは確認させてもらっております。

今言われました家電回収の件については、住民の皆様からの問合せに対して、電話でお願いしているところというのが現状でございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今後ごみ処理についての予算の振り分け、そういったものはごみの減量化につながることで、地球環境に対する配慮等も考慮に入れて、予算の編成の方法として少し一考していただければということと併せて、町長に改めてお伺いしたいんですけども、今、佐藤課長のほうからご答弁ありました。検討する必要があるというご答弁頂きましたけれども、実際に実施するという方向でもっと前向きにちょっとご答弁頂けないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘あった部分については、ちょっと前向きに検討はしていきたいと思っております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、続きまして、2番目の項目の質問をさせていただきます。

先ほど質問の内容に、組織が29組織ありますという話をさせていただきましたが、一部事

務組合、これを差引くと26組織あるんですけども、質問させていただきたいのは、この町長の諮問機関としての機能を有しているのかというところを確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 議員のご質問にあった29組織のうち、一部事務組合除きまして26組織ですが、さらにその中に、まず農業委員会と監査委員というものが含まれておりまして、こちらが普通地方公共団体には置かなくてはならない執行機関と位置づけられております。さらに、その行政委員会であるその2つの委員会を除きまして、その中で設置の根拠が法律であるとか条例にあるものについては、地方自治法上の附属機関と呼ばれるものに当たりまして、この附属機関とは、町長の諮問に答えたり調査したりする機関と言われております。そして、この附属機関の委員には、非常勤特別職として報酬が支給されるということになります。

その他の部分なんですけれども、その他の委員会、協議会などは、いわゆる私的諮問機関などと呼ばれたりすることもございまして、単に施策上の協議会というものもありますので、明確にちょっと区分することが難しい状況でございます。

つまり、議員ご質問頂きました29の組織というのは、一部事務組合、行政委員会、そして附属機関、そしてその他の協議会などということで区分できると考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 置き換えますと、協議会等は私的な諮問機関、ご意見を頂くような形の機関という形で認識させていただいてよろしいんですかね。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） その他の部分というのは、いろんな目的が要綱に定めておりまして、単にもうその施策を検討するだけの目的があるかもしれませんので、一概に私的な諮問機関とも言い切れないような状況です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、次の質問をさせていただきたいんですけども、実際にその質問



の設問の部分で、1番の部分です。いろいろご説明頂きましたけれども、ほかの市町村での実績はありますと。実績といいますか事例がございますという形でご答弁頂きましたんで、具体的にどの市町村であるか、知る限りで結構です。それと、その市町村はどういった経緯でそういった形になったのか、そこを知る限りで結構ですんで、ご答弁頂けますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 議員には委員報酬を支給しないとしている市町村ですが、県内で確認取れた団体は、大和高田市、桜井市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、上牧町、王寺町、明日香村、これらの例規集を確認したところ、こういった報酬を支給しないという規定が見つかりました。

それぞれ団体で条例の規定内容というのは少しずつ異なっておりまして、そういったなぜ設けたのかという理由も様々かもしれませんが、ある団体にお聞きしましたところ、平成23年に議員発議により条例改正実施したということをお聞きしております。また、別の団体では、平成24年に委員会発議により条例改正実施したということをお聞きしております。

私を知る範囲としましては、以上となります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 農業委員会の件について、何点かちょっと考えていたんですけれども、1つだけちょっとお伺いしたいんです。

農地等の利用の最適化に推進に関する指針、そういったものを定められて、国からの交付金が支給されているという形と思うんですけれども、10年単位で考えていらっしゃる、たしか令和5年度が最終年度になると思うんですね。その目標とか達成に向けた活動計画というものが定められていると思うんですけれども、それを調べましてそれぞれの目標設定がされているんです。その内容についてこういった形の達成率になっているのかご報告を頂きたいんです。1つは、担い手への農地の利用を集積・集約化、ございますよね。先ほどご答弁の中にもあったと思うんですが、あとは、次に2番目、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、3番目、遊休農地に関する処置、4番目、違反転用への適正な対応、それぞれこういった形の成果を上げていらっしゃるのか、ご報告頂けますか。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福部まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） 農地の集積面積なんですけれども、7.2%の実績を上げております。そして、こちらのほうは、集積実績のうちで、認定農業者、農業を主とされている方に対しましては、今回0.1ヘクタールの実績を上げております。それと新規参入なんですけれども、平成28年度で2営業体、そして平成29年度でも2営業体となっておりまして、30年度は1営業体ということになっております。

そして、違法転用に関しましては、毎年8月から10月にかけて、農地の農業委員及び地元の農業者の方のご協力を得まして、農地のパトロールを実施しております。その際に、30年度で違法転用に関する状況は把握しておりません。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その農地等の利用の最適化の推進に関する指針には、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目指すと、国の指針で。それを目指すために交付金を支給しますという形なっていますけれども、その部分に対しての達成率はどうなっているんですかね。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福面まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） すみません、達成率におきまして、今細かい資料等を持ち合わせておりません。だけど、担い手へのあっせんにつきましては、積極的に農業委員会の中で協議していただいて、農業に興味を持たれる、あるいは問合せがあった場合には農業委員会のほうで協議していただいております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 本来であれば、全ての職制に対して、委員に対してどのぐらいの報酬があるかという読み上げる形もできるんですけれども、今回はちょっと限定しまして、農業委員会に関して、委員という形でなられて、月額1万四千何がしという形で支給されているわけですね。これが高いか、安いかというのはこの論点ではないと思うんです。しっかりとその国の指針に基づいて100%国庫支給されている交付金が、実際に農業委員会で従事されている、地道な調査等も行いながらされているその方々に対して、能率給として毎年評価の対象

になって支給されているのかどうか。毎年同じ金額という形ではないと思うんですね。もっと多くてもいいだろうし、もっと少ないときもあると思う。そういったことも考慮して、今後はちょっと考えていただきたい。単純に能率給となりますと、成果に対してしっかりと定めているのかなというふうに解しておりまして、その点に関しては、また後日ちょっと調査をさせていただければと思っております。

この件に関しましては、以上とさせていただきます、農業委員会に関して。

続きまして、質問させていただきたいのは、報酬について辞退する場合、何らかの条例や規定に抵触いたしますかと。ご回答頂いた内容としては、寄附行為になるという形でありました。そうなりますと、先ほども事例としてお話あったように、条例等の変更、これが必要となると思います。

ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、以前、財政健全化計画の一環として、この条例一部改正しておおよその充て職の方々、日額5,000円と定めているんですけれども、その経緯というか、その当時のどういった形で5,000円になったのか、そこをちょっとお話頂けますでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、17年当時でございます。そのときに職員の人件費も見直さざるを得ないという、そういう状況の中で、当然、非常勤特別職についても見直させていただきました。その中で、5,000円というのが一律、大体5,000円単位の役職の方が多かったというところもありますんで、一律5,000円という形で、そのほかに特殊な事情のある分については、当然それを考慮させていただきましたが、それ以外の分については5,000円で統一させていただいたところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 総括としてちょっとお話しさせていただいて、最後に町長にご返答頂きたいんですけれども、私としては、財政健全化は道半ばと認識しております。さらなる見直しのために、とにもかくにも議員が受け取る報酬は無報酬とすべきだと私は考えるんですね。当然のことながらですが、ほかの議員の賛同を得る努力の上なんですけれども、少し飛躍しますけれども、今後は、以前、西村議員が特別委員会の委員長を務めた議会改革基本条例の議案再提出を視野に入れつつ、議会議員に関連する条例の見直し、規則等の改正、慣習等を

精査の上、見直し、そういったことも推進していきたいと考えているんです。その上で、理事者側にもご協力頂きたい事柄が発生することもあると、私は予想しております。その際にはご協力頂きますようお願いしたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ご指摘ありましたように、いろんな案件というか事柄につきましては、協議を経て、納得の中で生まれてくるものかなと思っております。そういう前提に立ちまして、理事者側としても協力できるところは協力するなり、いろいろそういう面では考えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、10時55分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

---

◇ 佐藤利治

○議長（杵本光清） 7番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今、ペットのマナー違反で町の財産が侵されようとしています。特に目立つのは犬のふんです。私も動物を飼っている1人として、現状のままでよくないと思っています。一部の心ない人たちの行動が、公園等を散歩、またジョギングされている方、また歩道を通行している方へご迷惑をかけています。住みよい環境をつくるために、2点質問いたします。

犬等の散歩のマナーを今後どう推進していきますか。河合町飼い犬ふん害等防止に関する条例の見直しを検討されていますか。

野良猫の対策について、2点質問いたします。

今まで住民の皆さんから頂いた要望、対策、成果を教えてください。人間と猫の歴史を振り返ると、私たちのエゴや都合で生活環境を変えられてきた猫と今後どのような共生を図る予定ですか。

空き地の雑草除去について。

生活環境が損なわれ、他の問題が起こる要因になっていると思います。

質問いたします。

住民の皆さんからの相談等への対応、目標、結果、最終、住民の方への報告をどのように行われているのか。またこれからも増加することへの対応をどう考えていますか。

最後に、今、河合町は人口増、魅力あるまちづくりを目指していますが、今お住まいの方を守れずに人口増はあり得ないと思っています。

登壇での質問は以上で終わります。再質問は自席にて行います。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、3つのご質問、空き地の雑草等除却について、ペットのマナーについて、野良猫の対策についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の空き地の雑草等除却については、町民の皆様からの相談に対しまして現地確認を行い、土地所有者の確認、その後、所有者へ除去依頼通知を送付しています。また、過去に所有者の電話番号などの情報があれば電話連絡を行っています。その結果は、定期的な巡回で除去確認を行っています。除去がされていない場合は再度通知を送付しています。場合によっては、ご自宅を訪問して早急な除去対応を求めています。除去確認後、写真で記録し、最終報告となります。

今年度は、過去相談があった空き地を早い時期において巡回し、一斉に通知を送付しており、今後もさらなる効率化を考えてまいります。

次に、2つ目、ペットのマナーについてですが、散歩のマナーについての啓発は、毎年2回程度、広報で周知を行っています。また、4月に実施される狂犬病予防集合注射の案内通知はがきにも記載しています。ふん害がひどい場所には看板を設置しております。

条例化につきましては、平成9年4月1日に、河合町飼い犬ふん害等防止に関する条例が施行されています。

最後に、3つ目、野良猫の対策について。

寄せられる要望としましては2点ございます。1つ目は、野良猫に餌やりをしている人がいるので困っているから何とかしてほしい、2つ目は、庭にいる野良猫を捕獲したから引き取ってほしいという要望です。

これらに対しては、中和保健所と連携を図り、対応としては、餌やりをしている人への聞き取り、指導を行っています。また広報で啓発を行っています。町民が捕獲された野良猫については、中和保健所に引き渡しています。

次に、猫との共生についてですが、奈良県では、主な活動としてTNR活動が進められています。これは、所有者不明猫を実施地区の地域住民が捕獲し、奈良県が不妊去勢手術を行い、もとの実施地区に戻す活動であります。この活動は、実施地区の地域住民に負担がかかることが大きな課題であると考えます。共生には地域住民のご理解、ご協力が不可欠であるため、町民の皆様のご意見を取り入れつつ、慎重に共生の方法を考えたいと思います。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、今お答え頂きました野良猫の件について、再度質問させていただきます。

確かに地域住民のボランティアの力をお借りしないといけないという問題はありますが、先ほど出ましたTNRのことについては、どんどん町としても推進していただきたいなと思います。世間の流れでは、2018年3月調べでは、年間全国で3万4,865頭の猫が殺処分されており、そのうちの2万1,613頭が子猫です。これを受けまして、奈良県県会議員の超党派20人でも、新聞紙上でも出ていましたが、犬猫殺処分ゼロを掲げて動き出しました。この辺を鑑みて、我が町で行う用意はありますか。

それと、TNR運動について少し説明したいと思うんですけども、これは、地域猫活動を行うボランティアに捕獲してもらい、一時的に保護する人、手術を行う獣医師、術後の経

過を見守る人、活動のためにお金を集める人、活動は理解しているが、猫を預かることや里親探しの協力は難しいという人は寄附という形で参加することも可能です。他市町村では、奈良県下でもふるさと納税を活用し、去勢・避妊を行っているところもあります。それを利用して住民の生活を守っていると、そこの市の広報では堂々と語っておられます。実際は多くの団体は行政からの補助金と賛同者の寄附金で活動を行っています。

ここで確認したいんですけども、河合町としても一步を踏み出すことは考えないですか。この猫のことは、自由に生きている野良猫を捕獲して避妊去勢手術を行うと聞くと残酷なように聞こえるかもしれませんが、野良猫は寝食もままならず、病気の治療もできずに、普通であれば18年生きるところを3年から5年で短い一生を終えるのが現実です。今まで人が利用してきた猫を守る気持ちはありませんか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 町としましては、まずやはり今議員からご提案頂いたように、県の動向等を確認しながら、情報収集しながら、近隣市町村、今現在、西和7町の中で野良猫に対する去勢手術の実施が行われているところは3町ございます。ただ、やはりいろいろな問題点等ありまして、実際、今TNR活動という部分は、ある程度まとめた猫に対して対応するというふうな部分になっているんですけども、いろいろ獣医等に確認もしたんですけども、1匹、2匹という少数の部分の中で去勢手術をしたところで、なかなかそれは問題の解決にはならないというようなご意見も聞いております。実施されているところも、個人的な助成ではなく、やはり自治会や団体に対して去勢手術の助成金を、そういう制度を使って対応しているというようなことをお聞きしています。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） これは、我が町の敷地内にも、この池部に下りる裏のほうにも何匹かいます、野良猫が。これを今やらないと、猫は生後5か月から妊娠することが可能です。年間2回出産します。ということは、5年たつと1匹の猫から50匹の猫に増えるわけです。だから、このTNR運動というのは、猫を捕まえて殺すのではなく、また戻してその1代で野良猫の繁殖を止めるという、そういう優しい行動なわけです。その辺をもうちょっと理解して前に進めるような意見を、答えを聞きたいですね。

実際に猫のルーツは、いけば世界的には砂漠地帯で始まって、人間によりネズミから食料を守るために、島に大量に放されたり、日本の島でもたくさんそういうケースはあります。お寺でも400匹住んでいるというような滋賀県の寺もあります。そこは一番最初、4匹の野良猫から始まって、今400匹になっています。だからいつかは駆除したいと、減らしていきたいというふうに言うてはります、里親探しとかそういうことを。

過去に悲しい歴史では、琉球地方では、三味線の革になっていたんです。そういうことを考えれば、何とか人間のエゴでできたものだから、近隣市町村でもゼロじゃないですけども補助を出して、全額町が見ているという形じゃないですけども、近隣でも7,000円出している、何千円出しているというようなところもたくさんあります。

やはり、これは先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、個人であっても、町職員であっても、駆除を目的とした捕獲はできないという一つがあるんで、法律に触れるという可能性が。問題ありますけれども、地域住民の方に協力していただいて、やっぱり最初に旗を振らないといけないのは町だと思うんです。その本気度を住民の方が理解してくれたときには協力していただけると私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 最初の答弁でお答えさせていただきましたように、やはり一番のポイントというのは、実施地区の地域住民に負担がかかるというのが、ちょっと大きな課題であるというような部分の中で、そこについては、なぜ近隣、西和7町の中でも、これは令和2年度の情報はまだないんですけども、まだ実際手を挙げておられないというのが状況でございます。

やはり、当然共生の方法については、考えていかなければいけない問題とは思いますが、現段階では、やはり単体で助成制度を使うんじゃないしに、TNR活動の方向で進めていきたいと思いますが、それにおいてもいろいろな課題はあると考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。猫の件については、これからもしっかり協議を重ねて詰めていきたいと思っております。

犬の散歩のマナーの件についてですけども、飼い犬ふん害等防止に関する条例というこ



とで、平成9年3月に条例第6号が施行されていますが、現状を見ると、改定することが必要なんじゃないかなど。散歩時に禁止されている公園へ入る、またかばんや尿をしたときのまくようなペットボトル水入りを持っていない、ふんを持ち帰る袋等を持参していない方への過料を処することはできませんか。もしすぐに町としてもできることであれば、近隣の広陵町でも行われていますけれども、イエローチョーク運動、3月に広報「かわい」紙で犬のふんは持ち帰りましょうと啓発されていますけれども、町の財産を守るためには、罰則や過料をはっきりすることが必要と思いますが、どうですか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 確かに、今現在の河合町の条例の中には、罰則規定はございません。ただ、犬のふんを放置して捨てるのは軽犯罪法の違反になります。そういった面で、あえて罰則規定を条例の中に入れることは考えておりません。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） これは警察に任せておたらいいというふうにしちちょっと私は聞き取れないんですけども、やっぱり過去に近隣でも住民の方が家の前にふんをされて注意したと。そしたら渋々持っていったと、犬のふんを。ところが、30分後に新聞を取ろうと思って郵便ポストを開けると、そのふんが入ってあったと、そういう事例もあるんです。やはり、町としてその辺は警察に、法に触れるからということで置いておくのではなくて、条例改正をしてでもやっぱりそういうふうな広報はやっていかないとだめなんじゃないかなと思います。

例えば、犬は自分ではふんの処理はできません。このままでいった場合、一部の動物愛護者イコール悪い人というレッテルが張られたままになってしまうんで、ただ、先ほどからお答え頂いている環境衛生課だけで処理できるものではない。河合町全体で住民の力も借りないといけないと思います。例えば道路や橋はまちづくりの方に、公園は地域活性の方に、教育委員会で学校周り、役場内勤の方は周り500メートルを毎月1回でも皆さんでふんゼロを目指しませんか。その辺はどうでしょうか。もしよければ、木村部長の考えも聞かせていただきたいです。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） ペットの犬のふんでございますが、私も散歩とかしたときに、その辺で見るのはよくある光景だと思います。ただ、先ほど条例については、課長が言うとおりに、そういう罰則規定が軽犯罪法でうたっておりますので、特に定めようとは考えておりませんが、当然これらに対しては、やはりもう飼い主等のマナーを上げていくのが一番かなと思っております。当然、広報、毎年度二、三回ほど載せたりしておりますし、これからは、当然集団注射の折にも、そのような何かPRできるチラシ等を配って広報に徹していきたいというのが、町としての考えでございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私が言った月1回でも町挙げて、ごみも含めてでしようけれども、たばこの吸い殻や犬のふんを除去するというような、そういうふうな議員や理事者の側から町に発するような、そういう行動のことについてはどういうふうに思われますか。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） それらの行動については、個々の活動というような形でやっていただければ、非常に私どものほうもありがたいと思います。当然、先ほど言いましたいろんな施設、町にもございます。それらに対しての清掃等も、それぞれの課等でいろいろやっていたりしている中で、それらも処理というかできるような方法等を取れないかなというような形も思っておりますので、そういう方向で考えたいなと思っております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。今後そういうふうな月1回でも、年1回でも、3か月に1回でもどうなるか分かりませんが、その辺もまた協議を重ねて前に進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、ちょっと変わりますけれども、空き地の雑草除去についてなんですけれども、やはり先ほど答弁聞いた中でもはっきりしなかったのが、苦情を言われた困っている住民の方へ最終報告をどうされているのかというのは、ちょっと先ほどの答弁で私は疑問でした。

ここでもう一度言いたいのは、もちろんルールとしては、土地は個人の財産のため、所有者が管理しなければいけない、この基本的なルールあります。でも、空き地になった土地の近隣の住民は、季節ごとに虫、蜂、セアカゴケグモ、カメムシ、野良猫、これに追加するん

であれば、私、泉台に転居してきて9年目になりますけれども、アライグマや蛇等も見たことがあります。だから、そういうふうな動物、虫の発生に脅かされて日々の生活を送っておられます。近隣の住民に対してどのような経過報告をしていくのかなというのが、私は問題と思っています。

ここで1つ例を言いたいですけれども、ある地域の話ですけれども、大字の役員の方が、近隣の友人から隣の土地から雑草が伸びて困っていると相談を受けて河合町へ陳情。友人からは、1か月、2か月たった後、何も動いてくれていないと。個人の人間関係までおかしくなると、私は直接言われました。私は、町職員の方は速やかに動いてはいたと信じています。近隣の方へ、通行している方へ、今この草が生い茂っている土地が今どのような段階なのか分かる必要があると思います。

私が提案したいのは、条例を変えた上で、空き地に小さな看板、どのような状況なのかを表示する、例えば3段階で最終行政代執行までやらないと、住民を守ることが僕はできないと思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） すみません、さきほど相談、苦情等、問合せのあった方に対しては、例えば除去していただいた後についての報告等は必ずさせてもらっております。

やはり、今条例改正という部分に議員のほうからご提案あるんですけれども、河合町の条例の中でも、代執行という部分は明記されております。そこに至るまでの課題についての検討が、私は大事やと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと答えで違うなと思ったのは、除去した人に除去したと言わなくても、隣近所のことであれば、見たら分かると思うんです。除去できない、今こういう状況でうちも困っているというアピールが必要やと思うんです。それをしないと、町に言っても何もしてくれていないということが発生すると思うんです。この件はそれで分かっていたと思うんでいいです。

先行事例としては、三郷町では、条例化で年2回草を刈ると、空き地については。ふるさと納税も、これも利用している市町村あります。もったきつい話であれば、私は決していい

と思いませんけれども、町のホームページで、所有者の確認は法務局の登記簿謄本で確認できると書いています。町はタッチしないと、勝手にやっってくださいというアピールをホームページに書いている奈良県下の市町村もあります。ただ、やっぱりこれは河合町がすることではないと、私は思っています。

ここでもちょっと例を挙げさせてもらいますけれども、近隣の雑草からの出火で家が火災になったとき、なぜ自分の火災保険を使用しないといけないのかとの住民からの質問に、私はすぐ答えを出せませんでした。調べてみると、民法709条の不法行為では、損害賠償の責任を負う場合は、故意または過失と定められています。空き地になったところにぽいっと誰も分からない人がたばこの吸い殻を捨てた、それが原因になった場合に、その人には問われません、罪は。それと、明治32年の失火の責任に関する法律では、大昔に決まった法律ですけども、軽過失では損害賠償における責任を負えないとあります。実際、古い法律に縛られて、ごめんなさいで済まされる現状があるようです。

ここで確認したいのは、平成7年12月に施行された河合町条例42号、空き地に繁茂した雑草除去に関する条例の中で、行政代執行や措置命令に違反した者に過料を処するとありますが、施行されたことがありますか。もし問題があるのなら、条例を改定する必要があると思います。

また、一番私が心配しているのは、条例があるのに行政指導が行われなく、住民の方から国家賠償法4条にて公務員に重大な過失があるときというような訴訟が起きる心配はないですか。住民の方はあれだけ相談していたのに動いていない、それで起こった火災ということと言われると思うんです。その辺、どうでしょうか。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 確かに今まで過去に代執行をしたという経緯はございません。

ただ、一番最初に述べさせていただきましたように、除却に対する通知という文書を個人様に送付させていただいております。その通知について、戻ってきたというような部分はございませんので、その部分は当然管理者である所有者は、自分の土地の状況を把握されていると思います。そういった部分の中でいいますと、やはり個人間の問題となりますので、それに対して町がどうのこうの、国家賠償とかいうふうな問題にはならないという具合に考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もう一度確認します。

心配している国家賠償法4条にて、公務員に重大な過失があるときというような訴訟が起きる心配は全くないということによろしいんですね。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） そのような国家賠償法について、詳しくあるのかなのか、ちょっと私判断もしかねるところでございます。ただ、そういうような方法で訴えられるというような形もあるかなと思います。ただ、私ども条例に基づいての手順は、当然指導して、また後は措置命令等していく中でございます。その中で、最終、代執行というのがございますねんけれども、今現在、先ほど課長言いましたように、今までそういう経緯を代執行したことはございませんというのもあります。

ただ、それにつきましては、軽微な簡単な草刈りというような、最終的に重大な災害等が起こると危険な状態であるともう町がみなして、町職員のほうで除去をしたりしております。それが代執行手続というところまでいっていないのですが、本人、一応そういうふうな旨の連絡をしながら、そういう具合に対応しておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今の件は分かりました。ちょっと私の行き過ぎた心配やったかも分かったので、ちょっと確認してみました。

それと、先ほどからお答え頂いている中で、私も実際目にして、大阪まで、他府県までその方を追いかけてそういう指導をしているという姿もあります。ただ、地域住民は分かりません、それは。だから、先ほど言ったように、条例を、よその土地ですけれども変えて、もし1回通告したときに速やかに動いてくれへんときには看板立てて、その経過を住民の方に知らしめるというか、こういう今状況やから動いていますんで待ってくださいというようなことをやっぱりやっていかないと、せっかく一生懸命汗かいて動いている職員の方、住民の方からは何もしてくれへんと、その一言で片づけられているのが現状です。それはやっぱりあまりにもかわいそう過ぎると思います。その辺、一遍ちょっと考えていただきたいなと思います。

あと、それと例なんですけれども、集会所、公民館等の近くでしたら、大きいイベントの

ときに、車がとめられへんと。だから、そのために路駐が増えると。祭りやとかそういうときには、町が介入して、そこの持ち主と安い低賃金で年間お借りして、その代わり自治会で草を刈ると、そういうふうなことをやっているところもあるわけですね。だから、やっぱりはがきで送っている、他府県に行っていると、大事です、それも。ただ、やっぱりそういういろんな他市町村の先行事例を見てやっていかないと、空いた土地、地域の治安も悪くなるし、先ほど言った虫のこともそうですし、周りの地価は下がります、そういうことでは、空き家とか空き地がたくさんあるということは。だから、その辺をちょっと考えてやってもらいたいなと思います。

もうお答えはよろしいので、今までお話しさせていただいた犬、猫、空き地の雑草除去、3点、私が言ったことは小さいことばかりですけれども、言葉に「小事は大事」という言葉があります。今、住民の方は、私たちの町の本気度を見ているわけです。住民の皆さんから河合に住んでよかったと声が聞けるまでしっかりと協議を続けていきましょう。

最後に、河合町玄関にもありますけれども、河合町民憲章の1番にある河合町民は進んで清潔な衛生環境を整え、花と緑を育て、美しい町をつくりましょうとありますが、住民の皆さんのお力を借りて進めていきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、13時といたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

---

◇ 中山 義 英

○議長（杵本光清） 8番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 始める前に、ちょっと眼鏡曇るんで、マスク取ってしゃべらせていただきます。すみません。

それでは、議席番号5番、中山義英です。

それでは、議長の許可を得まして、ただいまより一般質問を行います。

テーマ1、個別外部監査について。

令和元年11月25日から9回にわたって実施された個別外部監査は、河合町にとって財政健全化に向けた新たな一歩になりました。公表結果に基づく今後の取組いかんによっては、河合町が住み続けたい町になるのか、魅力ある町になるのか、河合町の将来を左右するものと考えます。

今回の個別外部監査のテーマは、税収確保及び税の公平性という観点から、固定資産税の償却資産に係る課税の現状について監査が行われました。固定資産税の償却資産に係る課税とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、例えば会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等に課税される固定資産税をいいます。

そこで、個別外部監査に関連して、3点質問します。

1、個別外部監査の監査結果から、償却資産に係る課税の現状をどのように受け止め、どのように取り組んでいけますか。

2、償却資産の課税に関し、令和2年度より課税の強化を図っていかれるとありますが、3年以内に個別外部監査により償却資産の課税状況の再検証を実施する考えはありますか。

3、令和2年度以降、個別外部監査のテーマはどういったテーマで進めていこうと考えていますか。

テーマ2、人口減少対策について。

ここ10年間で、近隣の王寺町、上牧町、広陵町の人口は2万人以上で推移していますが、河合町では人口減少傾向が続いています。河合町の令和元年12月末人口は1万7,631人であり、10年前の平成21年12月末人口1万9,363人と比較すると、10年間で1,732人減少しています。

人口減少は多くの自治体が抱える課題であり、ほとんどの自治体が最優先課題として積極

的に取り組んでいる課題でもあります。河合町においても、河合町人口ビジョンを踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年間の人口減少対策として、河合町街再生総合戦略を作成し取組を行っておられますが、あまり効果が現れていないように感じます。

そこで、人口減少に関連して、2点質問します。

1、河合町街再生総合戦略の取組効果について。

2、人口減少により生じる課題と課題解決のために今後どのような取組が求められますか。  
テーマ3、行政改革について。

リーガルサポーターズ制度と役職定年制度の制度導入を提案します。

リーガルサポーターズ制度とは、弁護士を週3日から5日間、役場内で任期付職員として勤務してもらう制度で、大阪府下の自治体では既に数年前から制度を導入されています。制度導入の目的、効果としては、1、早い時期に法的に問題がないかのリーガルチェックを受けることで、コンプライアンス上の問題拡大が防げること、2、職員が日々の業務遂行に当たって必要なときにタイムリーでスピーディーかつ的確なアドバイスを法律の専門家から受けられ、自信を持って業務遂行に当たれること。

役職定年制度は、現在の管理職の役職をある一定年齢で外す制度です。目的は、組織内の人事における新陳代謝を促し、若手職員の人材育成及びやる気の向上が図られることです。既に多くの民間企業では採用されており、自治体においても導入されたところもあります。

質問します。

2つの制度導入を検討していただけますか。

以上で、登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、私のほうから、個別外部監査ということで、議員の質問にお答えさせていただきます。

1つ目の現状の認識と今後の取組ということについてでございます。

本町の償却資産課税につきましては、これまでも適正課税を目的とし、税務課職員により着実に検討を進めてまいったところではございますが、このたびの個別外部監査結果報告によりまして、問題点、あるいは今後の対応すべき案件などが明確になりました。今後この報告に基づき、償却資産の適正な課税を推進していかねばなりません。

そこで重要なこととして、報告書の指摘にもございましたが、職員配置の充実、これが最



重要課題であることは認識しておるところでございます。そのため、今現在検討を進めております4月の人事異動、これを考える中で、償却資産課税の推進、あるいは町税等の徴収率の向上、これなどに向けた人員配置、これは検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

2点目に、償却資産課税につきまして、3年以内に課税状況の再検証というご質問でございます。

このたびの個別外部監査の結果報告、これを踏まえた改善状況、これについては、当然のこととして公表することを考えております。その上で、個別外部監査による課税状況等の再検証、これにつきましては、監査委員さん等の意見も伺いながら、必要であれば検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目、令和2年度以降の個別外部監査についてでございます。

今後の個別外部監査につきましては、財政健全化など将来的に重要な課題、これにつきまして、町の監査委員の意見、あるいは費用対効果の判断なども含めて、必要があれば実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、2点目、人口減少対策についての2つの質問に対して回答いたします。

まず1点目、河合町街再生総合戦略の取組効果についてでございます。

街再生総合戦略は、目標を活気、絆、誇り、魅力、自立、5つの目標を設定し、人口減少対策の重点施策として29事業を推進してまいりました。その評価を5段階で、毎年、事業担当者による検証を行ってまいりました。

まず、河合町にあまり縁やゆかりのない方によるIターンよりも、河合町出身などの方々に戻って住んでもらう、あるいは河合町の住みやすさを再認識して住み続けてもらうことを念頭に置き、社会増を目指して総合戦略を実施してまいりました。その結果、平成30年度以降では、転入が転出を上回る社会増となっておりまして、戦略の方針どおりにはなっていると考えております。

また、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研でございますが、その河合町の将来人口推移でも、平成22年度の確定値による人口推移と27年度の確定値による人口推移を比

較しますと、27年度、新しいほうの人口の減り具合が緩和しております。ということで、人口推移も増加している状況にあると。

また、人口ビジョンで目指します2060年で1万5,500人になるための推移につきましても、2020年で1万7,604人の想定に対しまして、2020年1月末現在の住民基本台帳人口は1万7,610名となっております、近似値となっております。

以上のことから、総人口は減少しておりますが、想定の範囲内での推移であり、街再生総合戦略の方向性に間違いはなかったというふうに考えております。

次に、2点目でございます。

人口減少の課題と今後の取組ということでございますが、まず負のスパイラルが一番懸念されます。人口減少、地域経済活動の低下、町財政脆弱、町の魅力低下、河合町に住みたくない、それがまた人口減少につながる、そういった悪循環、そうなる前に、引き続き切れ目のない人口減少対策を進めていくことが重要だと考えております。

さらに、昨今の早い時代の潮流に乗りながらも、河合町独自の路線で新たな展開に進む必要もあると考えまして、河合愛A I構想を掲げております。

これまで幾度となく3つの柱をお示ししております。ファシリティ・マネジメント（公共施設の再編）、教育のまち、子育て環境、この3つの柱それぞれについて再発見、再認識をし、それらを再構築することで、地域資源のポテンシャルアップ、魅力アップにつながり、新たな満足、さらには明日への期待となり、人口安定・定住促進が実現するものと考えております。その実現には、住民の皆様のご協力がなくてはならないと考えております。そのため、来年度、令和2年度では、小さな単位でのタウンミーティングを予定しており、いろいろなご意見を伺い、反映してまいりたいと考えております。

さらに、民間の力も必要だと考えております。そのために、先日、南都銀行と包括連携協定を締結しました。新たな知見、ネットワーク、フットワークを活用して、具体的な施策につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問頂きました3つ目のテーマ、行政改革について答弁させていただきます。

取り扱う事務が高度化、複雑化する中におきまして、法令の解釈、契約書の作成、条例規

則の審査など、早期にリーガルチェックを受ける必要性が増えることが予想される中、昨年12月議会において可決していただきました一般職の任期付職員の採用に関する条例、これが現在施行し、制度上は専門的な知識、経験を有する職員として弁護士を採用することができるようになりました。

現在のところ、法解釈に関する疑問などについては、町の顧問弁護士や奈良県町村会の顧問弁護士に相談の上、対応しているところでございますが、今後につきましては、費用対効果など、予算上の兼ね合いを考慮の上、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、役職定年制度につきましては、現在、国家公務員の定年延長に関する議論がなされている中におきまして、60歳以上の職員の給与水準を抑制する仕組みとして検討されているところです。国家公務員に関する制度が決まれば、国の職員の定年を基準として条例で定めるとされている我々地方公務員にも導入されることが見込まれることから、その他の市町村の動向を注視した上で組織の新陳代謝を確保し、活力を維持するための手段として、役職定年制度を検討したいと考えております。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございました。

それでは、再度もう一度、監査結果の概略説明を簡単をお願いします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、去る2月27日に報告のあった償却資産に対する課税事務の個別外部監査結果の概略についてご説明申し上げます。

大きく区分すると4つございまして、まず1つ目として広報について、そして2番目として償却資産申告書の受理段階について、そして、3番目として未申告事案への対応、そして、4番目として職員の体制の充実という指摘を受けております。

それぞれ申し上げますと、まず1番目の広報につきましては、そもそも事業用償却資産について、固定資産の申告義務があるという認知度が低いという現状がある中におきまして、本町での広報に用いる資料複数ございますが、その提供方法に混乱があるという指摘を受けております。そこで、そういったものを一元化したような手引を独自に作成することが望ましい、またその資料を用いて共同住宅の所有者に具体例を示して申告を促すべきなどのご指

摘も受けているところです。また、リース会社等への注意喚起やホームページ、各種団体を通じた広報の実施についても、充実が望ましいとされているところでございます。

2番目の申告の受理段階の事柄につきましては、申告書の中にリース物件を所在地まで記載されていない例が散見される。ある特定の事業所の申告を適正か否かと判断するに当たっては、リース物件の所在を把握できていなければ判断がつかないことから、受理段階においてそれらの申告内容を適正に記載するよう指導すべき、こういった指摘を頂いております。

次に、3つ目の未申告事案への対応につきましては、固定資産税に占める償却資産税の割合が他の自治体と比較して低いと、課税が不十分である可能性があるとの指摘を受けております。そこで、所得税や法人税の申告書を調査し、あるべき償却資産が把握できた場合には、速やかに適正な申告を行うよう指導すべきとのご指摘を受けております。

最後に、4番目の職員体制の充実につきましては、土地・建物の固定資産を担当する職員は配置されているものの、独立して償却資産への課税を担当する職員の不存在、これに触れられておまして、今回の監査における指摘事項に対する取組を進めるためには、一定の年数に限って担当職員を増やす、または専属のプロジェクトチームを設けるなど、手当てが検討されるべきとされております。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございました。

償却資産の個別外部監査の実施は、河合町の財政健全化に向けた大きな一歩です。奈良県内の市町村では河合町が一番最初であり、とても画期的なことで、この部分に関しては、私は清原町長を大いに評価しております。しかし、大事なことはこれからです。

そこで質問します。

個別外部監査の指摘事項を適正に処理していくことが河合町の税収アップへの近道と考えます。先ほど部長のほうから、組織を強化していくという答弁がございました。しかし、私が以前から要望しておりました税務課の担当業務の軽減、すなわち町税と直接関係のない介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収業務を担当課に任せるという件はどうなっておりますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、先ほども申し上げたように、本償却資産の適正な課税ということにつきましては、人事配置というのは最重要課題であると考えております。その上で、以前からお聞きしておりました国保税の徴収、それも担当課で行う場合というものにつきましては、いろいろメリット、デメリット等ございます。いずれにしても、担当課に戻すということで、担当課のほうでまた職員の配置も必要になります。そういうところから、今全体として職員が不足している状況の中で、直ちの対応というのは非常に困難であるというところから、差し当たっては、税務課として職員の配置を考えてまいりたいというのが私の考えでございます。担当課でその業務を担うということにつきましては、もう少し議論を進めながら考えてまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしますと、1つの専門性ということで、国税OB、県税OBの活用をということで私お願いしておりました。その件はどうなっておりますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 国税・県税OBというお話も頂いておりました。議員からのご質疑を受けまして、今現在、大阪国税局のほうにお願いを申し上げて、そこの紹介を受けて、国税OBの任期付職員等の採用に向けた手続を今進めておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 見通しとしては、いつ頃ぐらい決まりますか。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 一応4月1日の採用をめどに進めておるところでございます。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

私から言うたら、まだちょっとのんびりしているなという感じは受けるんです。これ地方税法に、償却資産の申告しなかった者に対して、地方税法及び河合町税条例にどのように規定されているか、お答え願えますか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今のご質問でございます。

未申告の場合ということで、その場合におきましては、固定資産税の不申告に係る過料という形で、10万円以下の過料、それがうたわれるということで認識はしております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 地方税法ではどう書いていますか。今は河合町税条例に答えられたと思うんですが。

○総務部次長（浮島龍幸） 議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、回答させていただきます。

地方税法第417条では、公示の日以後において、固定資産税の価格等の登録がなされていないことを発見した場合においては、直ちに価格等を決定し、市町村長は遅滞なくその旨を当該固定資産に対し、課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないと規定されております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町税条例はどうなっていますか。

○総務部次長（浮島龍幸） 議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） 河合町税条例のほうですが、72条には、地方税法第383条の規定により、町長に申告をする義務のある者がそのすべき申請、または申告をしなかったことを発見した場合には、直ちにその不足税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分を徴収する。延滞金を加算して徴収するというふうにうたわれています。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今説明がありましたように、簡単に言いますと、町長に申告をする義務のある者が申告をしていないことを発見した場合には延滞金を加算して徴収しなさいと。地方税法では、申告をしていないことを発見した場合には、直ちに税額を決定して納税義務者に納税通知書を送りなさい、送らなければならないと書いているわけですね。だから、しなければならないというのは、これは義務規定であり、のんびり構えている暇はないというこ

となんです。そのことを町長、分かっていますか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） はい、今ご指摘の件については、ちゃんと認識しております。

○5番（中山義英） それでは、次に、償却資産の取組を進めていくに当たってプロジェクトチームをつくる考えはありますか。イエス、ノーで教えてください。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 一応プロジェクトチームは、過去から臨時的な業務の場合には、プロジェクトチームを設置して対応してまいりました。今回におきましても、事務を進める中でどうしてもプロジェクトの対応が必要という判断になれば、それはそのように対応してまいりたいと考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ならばいいんです。イエスかノーで教えてください。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） プロジェクトの対応も視野に入れながら検討してまいります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 続きまして、罰則規定の適用について確認します。

償却資産の納税義務者の申告に関して、虚偽の申告、いわゆるその申告や申告しないものに対して、地方税法や河合町税条例には罰則の規定があり、さらに河合町税条例第75条第2項においては、過料の額は町長が定めると規定されています。河合町は、申告をしない者に対して、4月以降、地方税法及び河合町税条例に基づいて罰則規定の適用を徹底されますか、徹底されませんか。町長、お答えください。

○議長（杵本光清） 清原町長、どうします。

福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

罰則規定というのがあるのも理解はしております。ただ、今回の償却資産のところにつきましては、個別外部監査の結果に基づきまして、啓発、周知に努めるとともに、未申告者の

把握と適正な申告の指導、これを努めることがまず最重要課題であるかと考えております。  
また、申告があった場合でも、その内容に疑義があれば調査を実施するなどして、適正な申告を行うよう指導すること、これも重要なことであると考えております。その上で、明らかに悪質な場合、あるいは調査、指導等に応じない場合につきましては、関係機関等とも相談しながら、適正な対応は必要だと考えております。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今部長のほうから答えましたように、もし悪質で、内容的にどうか、かなり問題ある場合は、関係機関とも連携しながら対処していきたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 分かりました。そしたら、法令を遵守した観点からやっていただけないという解釈をしておきます。

それから、もう一点、私の経験から、口利きに関して要望します。

課税漏れが判明し、最高で5年間遡って課税されるとなったときに、必ずと言っていいほど納税義務者の中には、税金を安くしてもらう、あるいは税金をなかったことにしてもらうため、議員や行政側のトップにお願いしてくるケースがあります。いわゆる口利きです。もし議員や行政側のトップなど公職者の口利き等により税金の減額が行われた場合、厳罰で対応することを町長にお願いしたいと思います。町長、公職者の口利きに対しては、河合町政治倫理条例に基づき氏名を公表するなど厳罰で対応していただけますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘あった点につきましては、公正公平な観点に立ちまして対処してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 対処するということであるんですけども、そしたら口利きがあった場合、公表に至るまでの流れを説明してください。それと、口利きに対するマニュアルはあるんですか、河合町の場合。また、税務課の職員は口利きへの対応を熟知していますか、お答



えください。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、口利きと具体的なその流れというものにつきましては規定はございません。ただ、先ほど言われました政治倫理条例の中で、議員等の口利きについては、その手続を明らかにはさせていただいているところではございます。

○総務部次長（浮島龍幸） 議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） 税務課の職員の口利きへの対応の熟知ということですが、公正公平な課で行うことが当然であり、特別に口利きに対する指導を行っておりませんが、これを機に税務課職員に、今後このようなことがあったとしても聞き入れることがないよう、再認識させるよういたします。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、やはり今回も法令遵守ということで徹底していただくようよろしくをお願いします。

それと、先ほど3年以内の再検証につきましては公表していきながらということで、毎年検証されることもいいんですが、どれだけ改善を図っていくかは、住民にとっても一番関心のある事柄だけに、3年以内にその検証を行うことは非常に意義のあることだと考えますので、その点よろしく願いいたします。

続きまして、令和2年度以降のテーマについて、再度確認します。

令和2年度以降、新たな個別外部監査のテーマを考えておられるかどうか、再度説明をお願いします。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 令和2年度以降につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、現時点ではテーマは決まっておりません。ただ、必要に応じて補正予算対応等によりまして、議会の議決も得ながら対応してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 重要な課題が出たらやりますという、やる方向で検討していくということですが、そうであれば、なぜ令和2年度の予算に個別外部監査に関する弁護士委託料が計上されていないんですか。そこをお答えください。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 個別外部監査の一連の手続の中に、することについての議会の議決等も必要でございます。そういうところから、先に金額だけを計上するのではなく、金額もその内容によって変わるものだと認識はしておりますので、その辺も併せまして、個別外部監査の議決を取るときと合わせて補正予算も計上させていただこうかなと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の個別外部監査で、大まかな大体の費用というのは分かっていると思うんです。それからいうと、500万ぐらいでも計上しておけば、2件ぐらいいけるといふふうに見積もれると思うんです。

それと、補正予算、これは簡単に言うと、年度中にお金が足りなくなったから、足りなくなった部分を補う場合とか、緊急のやむを得ない場合に予算の追加、その他の変更を行う場合のことを言いますね。だったら、今年度やる方向で検討しているのに、何で補正予算で対応しますか。という答弁は、結局はやりませんと言っているのと同じじゃないのかなと。予算書を見ても、弁護士の委託料の科目すらないですやん。せめて科目ぐらいいはつくっておくべきと私は考えます。もうこれ以上言っても、予算書もうでき上がってしまっているんで、あとは住民の方に、河合町が本当にやる気あるのかどうか判断してもらえないのかなと。

それで、再度予算に計上していない理由について、町長、住民の方にも分かるように説明してください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど部長答えましたように、町の監査委員さんも含めましてしっかり意見を聞くということと、それからそういう場合になりましたら、ちゃんと説明をしていくということで、よろしく願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、私は前向きにやるということで、ちょっとテーマについてお話しさせていただきたいと思います。

テーマに関して、私としては、税の公平性、税収アップという点で、公債権である町税の滞納処分、不能欠損処理を実施することが妥当と考えます。不能欠損とは、滞納となっている税金などで、町がいろんな手を尽くしたけれども、何らかの理由で将来的に徴収の見込みが立たないため町がその徴収を諦めること、ギブアップすることを言いますが、本当にギブアップが正しいのかを含め、税収アップ、税の公平性、それから時効の関係から、優先的にやるべき案件と考えますので、その点よろしくお願いします。

それでは、次に、河合町街再生総合戦略のことについて質問します。

先ほど答弁では、総人口は減少しているものの、転入者が転出者を上回っているから、ほぼこの戦略は正解であったというふうな答弁を頂きました。私はそうは感じておらないんですけれども、そこで、人口減少問題に関して、逆の発想で質問します。

河合町に住みたいではなく、河合町に住みたくない理由として、どんな理由があると考えられますか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 先日1月10日に、町内在住の子育て中のお母さん4名に来ていただきまして、ママ座談会というのを開催しています。その中で、河合町というのは、交通利便性が高い、庭つき一戸建てが手の届く範囲である、自然との調和、公園が多い、そしていつも誰かが見守ってくれているというふうな、本当にありがたいご意見が多数出ておりました。逆に言いますと、そういう安心・安全でない生活利便性施設がないと、そういった町が住みたくない町なのかなというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ほかにもっと理由はあると思うんですけれども、今答弁されたことが、逆に河合町の一番弱い部分かなと考えますので、次の戦略目標では、その辺りの改善策を中心に目標設定されるのも一つの方法なんかなと。

しかし、私らの河合町に住みたくない理由として、まず財政状況が危ない自治体、いつ夕張市のように財政破綻するかもしれない自治体には、特別な理由がない限り、絶対住みたく

ありません。理由としては、行政側も既にご存じだと思いますが、昨年10月に、出版会社のダイヤモンド社がインターネット上に掲載した自治体財政破綻度ランキングワースト10というのがあります。これは、全国の市町村の中で財政破綻の可能性の高い市町村を上から順番に10位まで示したもので、1位は夕張市で、河合町が全国で4番目にランキングされています。

一方、東洋経済新報社が2019年6月に発表している財政健全度全国トップ400自治体ランキングというのがあります。これは、全国の中で財政状況のよい市町村を市は市だけで、町村は町村だけで1番から200番までを発表したものです。ちなみに、全国に市町村は1,718あり、市は792、町村は926あります。奈良県において財政状況のよい市町村は、市の部分では生駒市が全国で194位、町村部門では川上村が110位、三郷町が142位、王寺町は176位に入っています。ところが、河合町は財政状況が極めて悪く、財政破綻する可能性の高い自治体として全国で4番目にランキングされています。

若い世代が住むところを選ぶに当たって、財政破綻度と財政健全度の両方を見比べたら、生駒市か王寺町か三郷町に住んだほうが、行政サービスの水準も安定しているし、安心して暮らせる町かなと考えるのが自然です。

こういった内容がインターネット上に掲載されていることについて、町としてはどうお考えですか、お答えください。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 確かに議員ご指摘の財政の健全化というのは、当然の条件やと考えております。安定した税収の確保と魅力あるまちづくり、何もしなければこれからの発展はないと考えていますので、我々は何とか工夫をしながら魅力あるまちづくりをしていきたいと考えております。その財政の健全化だけではなく、やはりふるさと愛といいますか、ふるさと回帰ということを前面に押し出して行って、河合町に戻りたいという、そういう戦略でもって両輪で進めてまいりたいと考えております。その意味においては、目指すべき方向は議員と同じかなというふうに考えておりますので、その点ご理解を頂きたいなと思います。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） ネットでランキングワーストテンということで、その記事については承知しております。河合町が4番目ということで記載がされております。この記事につき

ましては、平成29年度の決算をベースに指標を用いて算定されているとは思いますが、その中の根拠という形の部分で各指標があります。経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率というもので算定をしているように思われます。ただ、その将来負担比率というところの部分に関しまして、財政健全化法でいいます比率とかなり差がございます。この数値自体がどういう根拠でちょっと出されているかというのが分かりませんので、この記事に関して適正かどうかというところにはちょっと疑問を感じておるところです。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 数値については多少議論の余地もあるかと思いますが、全国共通の数値を使っているということで、逆にそしたら河合町は4位ではない、10位以内に入っていないという根拠はありますか。あればお答えください。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、この記事に記載されている財政破綻度というものなんですけれども、法に基づくものでないため何とも言えませんが、本町につきましては、町財政は非常に厳しい状況となっております。そのため、現在、財政健全化による削減と合わせて人口減少対策による増収に努めているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、私としては、多少異なる数値を使っても、夕張市の1位は変わらず、河合町は4位から3位、または5位か6位になることはあっても、10位以内から抜け出すことはないと考えます。その上で、私が一番言いたいことは、河合町街再生総合戦略の目標テーマに誇り、魅力はありますが、財政破綻度は全国ワースト4位では、はっきり言って、町民は誇りを持たないし、魅力を感じません。また、町外の人も河合町にだけは住みたくないと思えるのが自然じゃないでしょうか。幾ら福祉や教育に力を入れる魅力ある町をつくりますと言っても、結局全てにお金が必要なんです。お金がない自治体に何もできないことくらい、世の中のほとんどの人は皆さん知っていますよ。私としては、一日も早く財政破綻ランキングワースト10から抜け出していただきたい、それだけです。そのためには、財政健全化に向け知恵を絞り、汗をかいてください。

では、質問を変えます。

令和2年度以降、新たな戦略計画を作成する考えはありますか。また、戦略計画の中で、

これまでの反省点を踏まえ、特に力を入れていこうと考えている部分があれば示してください。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 街再生総合戦略第2期につきましては、令和2年度中に策定をして、令和3年度から発効していきたいというふうに考えております。その中では、河合愛AI構想を具体化する内容を盛り込んでいきたいと考えております。河合愛AI構想と第2期の街再生総合戦略をうまくリンクさせていきたいなと思っています。その柱になりますのがファシリティ・マネジメント、とりわけ第三小学校の跡地、それについては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、ではちょっと改めて質問します。

私としては、人口減少対策の切り札として、税収対策も含めた観点から、企業誘致を積極的に進めていく時期に来ているのではないかと考えます。町長も、選挙公約の中で町職員から企業誘致セールスリーダーを選抜と書かれています。町として企業誘致を積極的に進めていく考えはありますか。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 町としましても、企業誘致については、過去から具体的には今のところ取り組めておりませんが、企業誘致すべく、何度もトライをしてということはありません。ただ、現実的に具体的に動いたということはありませんので、引き続き、今後とも進めてまいりたいというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） では、お尋ねします。

企業誘致はどういうことから始まって誘致に至るのか、一連の流れを簡単に説明してください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 企業誘致に取り組むに当たって必要な作業ということで、全てになるかどうかは分かりませんが、企業誘致に取り組む場合、まずは町内の候補地の選定・抽出、続きましては、土地利用の現況、法規制、インフラアクセス等の調査、続きましては、地元役員及び土地所有者の意向調査、企業誘致の実現方策、つまり事業化の検討、続きまして、市街化区域編入等の用途変更に向けた地区計画策定等、続きまして、企業立地に向けて、エントリー企業の募集及びサウンディング調査ということで、ニーズ調査といったものが必要ではないかと。その次に、企業立地がもたらす経済波及効果の試算ということも重要であるというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、トータルして最低で企業引っ張ってくるまで何年ぐらいかかりますか。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） その具体的に期間を設定できるものと設定できないものもございまして、単純には期間を申し上げることは難しいんですけども、少なくとも数年は必要であるというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） やはり企業を引っ張ってくるにしても、かなり手続は複雑な上、時間がかかるということなんですけれども、私としては、企業誘致が成功するかどうかは河合町の未来がかかっていると考えておりますので、企業誘致を甘く考えないで、早急に取り組んでいただくことを要望したいと思います。

続きまして、人口減少による先ほどのことで課題とかおっしゃっていただきましたけれども、再度課題をちょっとおっしゃっていただけますでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 日本の人口自体が減ってございます。2015年人口の減少が具体的に確認されております。2016年には年間の出生数が100万人を割り込んだと、そういった日本全体の課題だというふうに考えておりますが、これほどまでに急激に人口が減るとするのは、世界史で見ても類例がないと。そういった極めて特異な時代に我々は生きているという

ことを踏まえながら、喫緊の課題としましては、出生数の減少、高齢者の激増、生産年齢人口の減少、これらが絡み合う人口減少がやはり一番の課題ではないかなというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われた中にも、空き家の増加とか、そういった問題もあると思うんですけども、今回はちょっと空き家について、1点質問させていただきます。

河合町が把握している空き家の中で、所有者が死亡され、相続人不存在、相続放棄された物件は何件ありますか。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福面まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

現在、空き家のデータベース化に向け、職員一丸となって調査中で、件数については、現時点では把握しておりません。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） なぜこんな質問をするかということ、所有者が死亡されて相続人が不存在、相続放棄された場合、法律上、固定資産税は課税できない上、空き家に関しても指導を行う相手がないので指導等もできません。しかし、民法には相続財産管理人制度の規定があり、この制度をうまく活用することで空き家を売却でき、空き家対策の一つの有効な方法になります。奈良県下においては、生駒市、大和高田市が空き家対策の一つの方法としてこの制度を活用していますので、相続放棄、相続人不存在の空き家については、この制度の活用を進めてもらいたいと思います。

提案します。制度を活用する考えはありますか。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） 議長。

○議長（杵本光清） 福面まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福・照弘） そのような対象空き家が確認できましたら、ぜひとも参考にして取り組んでまいりたいと考えます。

○5番（中山義英） 議長。



○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、そういったケースが出たときは必ず活用していただくように、町にとってもプラスになると考えますので。

そしたら、最後のテーマですけれども、リーガルサポーターズ制度と役職定年制度について、私から言います。

役職定年制については、先ほど言われたように、国家公務員も2022年度から実施の予定と聞いていますが、その動向を見て、今後、地方自治体にも新たな動きがあるかなど。

リーガルサポーターズ制度に関しましては、数年前から大阪府下の自治体では弁護士を任期付職員として活用されており、日本弁護士連合会の調べでは、平成29年7月時点で全国の自治体に勤務する弁護士は約150名いるということです。

この2つのことにつきましては、今回は要望だけにしますが、これからも質問を行っていきますので、前向きに検討していただくことを町長にお願いしたいと思います。町長、前向きに検討していただけますでしょうか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご指摘の事柄につきましては、真摯に受け止めて検討してまいります。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、14時5分といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

---

◇ 坂 本 博 道

○議長（杵本光清） 9番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、質問させていただきます。

第1に、この間取り上げてきました、前向きに答弁を頂いていた課題の進捗状況を確認して、2020年度での取組とまた目標設定、進め方について質問し、検証可能な取組にしていたきたいと考えております。

1つ目は、災害対策に関連してです。

全町民を対象とした防災情報の伝達手段の充実について、大変重要な課題だと思っております。9月議会では、到達点としてメールで2,466件、電話で289件、ファクスで103件となっておりますけれども、現在どうでしょうか。

被災地の経験からも、屋外の防災行政無線の限界が指摘をされております。改めて消防庁などの調査、研究などでも、戸別受信機の役割は重視をされています。また、国のほうも一転、財政措置も取ってきているところでもあります。改めて、戸別受信機の導入について、やはり検討してはどうでしょうか。

3つ目には、避難要支援者名簿の整備と個別計画の策定の取組がやはり重要です。9月議会では、個別計画の策定はゼロということでした。以後、具体的な前進はあったのでしょうか。そういう中で、来年度、個別計画策定の数値目標も含めて、進め方はどうなっているのでしょうか。

もう一つの2つ目です。佐味田川駅のバリアフリー化について、河合愛A I構想の駅前整備の一部に位置づけられております。具体的な方法、そして予算等も検討するためにも、このバリアフリー推進協議会の開催、そして近鉄との話し合いなど、来年度の具体的な動きは予定に入っているのでしょうか。

3つ目に、大塚山古墳整備委員会の設置は2019年度の課題でありましたが、どうなっているのでしょうか。文化財の保護と活用の一環として、来年度、具体的な計画はあるのでしょうか。大きな第2番目、財政問題について伺います。

1つは、清原町長として財政健全化を進めるその方針、今どう位置づけてやっておられるのかについて質問させていただきます。

現時点で財政健全化を進める方針は何でしょうか。町長は、財政の改定の柱として公共施設の再編を9月議会でも答弁され、その後、ファシリティ・マネジメントを含む河合愛AI構想を提起されましたが、そのことが財政健全化にどのように影響すると、そのように考えておられるのでしょうか。

なお、引き続き財政健全化計画改訂版、平成29年3月、これが基本とするのであれば、現時点の到達状況も示して、その中には検討課題も多くあっただけに、再度見直しをして意見も求め進めていく、その必要が今あるのではないのでしょうか。

関連して、2つ目、2019年度の決算見通しと、そして来年度予算に関連して質問します。

全体の財政状態改善にも、やはり一般会計の実質単年度収支での黒字化、これをやっばりしていかなければいけないと思っております。今年度の決算見通しはどうでしょうか。また、財源不足が財政調整基金を取り崩す要因にやっばりなっております。今年度の交付税収入や税収、財政調整基金の見通しは今どうなっているのでしょうか。

2つ目に、その中で必要な事業を進めながらも、財政の改善を進める観点から、来年度予算、特徴はどうあるでしょうか。審議そのものは予算委員会で行われますけれども、全体としてやはりこの関連でどう見ているのかについてお答え願いたいと思います。

3つ目には、単年度の予算管理のためにも、やはり予算作成と執行の精度を上げることが重要だと思えます。この点ではやっばり改善すべき課題はどうでしょうか。また執行体制として、町の組織の見直し、これもやはり行って、大変職員体制も厳しい状況と言われておりますけれども、現有の職員の力を発揮できる組織、もうそれに改善することももう一つ検討するべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

大きな3つ目に、公共施設等総合管理計画について伺います。

公共施設の役割は、現在の住民生活にとっても、そして将来の子供たちや住民にとってもやっばり重要です。また、その維持をするためにも、財政的な影響もこれから大きく、その方向性を明確にすることは重要です。

公共施設等総合管理計画は、策定されたのが平成29年3月となっております。その中では、学校教育系施設、文科系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援施設、保健福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設の9つの大分類、83施設が対象となっております。それ以外に土木系公共施設があります。対応方針として、点検、維持管理、

長寿命化、統合、廃止など7つの実施方針を定めているということになっております。

その点に関しまして、1つ、この実施方針が実行された施設及び方針が確定している施設というのはどれでしょうか。

2つ目、今後の方針は地域や子供たちの将来、住民に大きな影響を与えます。住民の意見も十分踏まえて検討していくことは重要です。これをどのように今進めようとしているのかについて伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問とします。再質問は自席にて行わせていただきます。

○安心安全推進課長（上村 学） 議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） そしたら、私のほうから、1つ目の2020年度の課題と取組についての中の1つ目の災害対策について回答させていただきます。

まず1つ目の情報伝達ツール、メール、ファクス、電話等のその後の登録状況はということでございます。

昨年9月から232人の増加となっております。数字といたしまして、昨年9月現在で2,787名、今回今年2月21日現在で3,019名、合計で232名の増加となっております。こちらにつきましては、引き続き積極的に広報「かわい」、会議、行事、転入時などで登録の呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

2つ目の戸別受信機の導入を検討してはということでございます。

本町におきましては、戸別受信機をデジタル化事業に合わせて廃止した経緯がございます。ご承知のとおり、これに代わるメール等の情報手段を推奨しているところでございます。先ほどお答えさせていただきましたように、登録等を積極的に呼びかけてまいりたいと思っております。

それから、3つ目の避難行動要支援者名簿の整備と個別計画の来年度の進め方ということでございます。

避難要支援者名簿の調整につきましては、福祉部局と協議し、データのやり取りを行い、更新を行っているところではございます。ただ、個別計画につきましては、過去にモデル地区の指定などを行い取り組みましたが、趣旨を理解されない、支援者がいない等の問題にうまく対応できなかったこと、また更新作業がうまく機能しなかったことなどの課題が浮き彫りになっております。その経緯から、顔と顔が見える関係の中で進める手法が有効であると考え、福祉部局との調整会議も幾度行った上、職員だけではなく、住民の皆様のご協力を

得ながら、本町の浸水想定区域であり、また比較的对象の少ない地区をモデル地区として、個別計画を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、私のほうより2020年度の課題と取組についての2つ目といたしまして、佐味田川駅前のバリアフリー化に関する具体的な方法や推進協議会の開催などの来年度の予定に関するご質問に関しまして、回答させていただきます。

鉄道駅のバリアフリー化は、障害をお持ちの方への配慮に加え、高齢化社会への対応、また子育てに優しいまちづくりの形成などに欠かせない課題であります。

しかし、事業主体が近畿日本鉄道株式会社となり、当該駅が移動円滑化の促進に関する基本方針の整備基準に合致しないことから、事業主体の整備に関する理解を得られない状況でございます。

そのような状況でありますことから、バリアフリー推進協議会の開催につきましては予定しておりませんが、バリアフリー特定事業計画におきましても、重点整備地区を鉄道駅を中心とした地域で設定しているように、本町における生活の重要な拠点であることなどを鉄道事業者に訴えるなど、整備の実現に向け、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） それでは、私のほうから2020年度の課題と取組について、その3つ目の大塚山古墳群の整備に向けての現在の状況、また大塚山古墳群とそのほかの文化財も含めての新年度の取組について答弁いたします。

まず、大塚山古墳群につきましては、文化財保護審議会では保存活用から整備基本計画、その後の整備事業へと、一連の工程が途切れることなく行えるようにというふうなご意見を頂きました。それを踏まえまして、奈良県の文化財保存課及び文化庁と協議を進めた結果、史跡大塚山古墳群保存活用計画策定の補助についての採択は、令和3年度以降となる見込みとなってまいりました。現時点では令和3年度から3か年で保存活用計画及び整備基本計画を策定する予定で、今後はそのための準備作業を進めてまいります。

また、そのほかの文化財についてなんですけれども、去る1月23日に本町も加盟しています聖徳太子プロジェクト推進協議会参画市町村により、太子信仰をもとにした関連文化財の日本遺産への申請が行われました。さきに触れました文化財保護審議会で、この申請を一つの契機として、長林寺出土の長倉寺瓦という文字が入りました、そういうへら書きされた丸瓦を町指定文化財に指定する方向で検討すべきという意見が出されました。それをもとに指定に向けた準備を進めてまいります。また、この瓦は古代に、現代の穴闇がその一帯が長倉と呼ばれていたことが分かる遺物であり、現在の地名が長倉の転訛、なまりであることをしめすものです。また、古代においては、大和川水運の拠点として河合町が重要な地域であったという、そういう歴史を知る上でも貴重な資料となっています。

また、昨年度も進めておりましたが、長林寺の聖徳太子像等の調査も引き続き調整してまいります。町民大学の古文書講座を履修された方に、古文書の調査と整理に協力していただくことも具体化していきたいというふうに考えています。

最後に、天理王寺線の建設に伴う宮堂遺跡の発掘調査について、その成果について榎原考古学研究所の担当者により報告していただく講演会、その開催を予定しております。

以上です。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、2番目の財政問題について答弁させていただきます。

まず1つ目、河合愛A I構想が健全化にどのように影響するのかということで質問頂いております。

河合愛A I構想に掲げるファシリティ・マネジメント、教育のまち、子育て環境の3つの柱それぞれについて再発見、再認識をし、それらを再構築することで、地域資源のポテンシャル、魅力アップにつながり、それが新たな満足、さらには明日への期待となり、人口安定や定住促進などにより、主要な一般財源である町税や地方交付税の安定収入が期待でき、町財政の改善につながると考えております。

2つ目、今後も財政健全化を基本に進めていくならという質問でございます。

本町では、財政状況の改善を図るため、平成28年度に議会や住民の皆様から頂いた意見を参考に財政健全化計画を見直し、平成29年度から本計画に基づき取り組んでいるところでございます。

平成29年度の実績としましては4,885万9,000円、達成率としまして84.3%、平成30年度では1億3,310万3,000円、達成率75.4%となっております。

なお、健全化計画に基づき実施できていないものにつきましては、実施時期や内容を再度検討しながら、達成に向けて取り組んでいるところでございます。しかし、今後も必要に応じて議会や住民の皆様にも意見をお伺いしたいと考えております。

2つ目、令和元年度決算見込みと令和2年度の予算についてということでございます。

今年度の決算につきましては、非常に厳しい状況になると見込んでおります。今後も歳出執行残額や歳入の動向は、最終的には出納整理期間である5月末にならないと確定しないため、詳細につきましては、決算の際に報告させていただきたいと考えております。

また、令和2年度予算につきましては、依然として厳しい状況が見込まれますが、一定水準の行政サービスを確保しながら、河合愛A I構想及び街再生総合戦略による町の魅力向上、人口減少・少子高齢化の克服などの将来につながる施策や安心と安全なまちづくりを基本として予算編成を行いました。

そして、3つ目、予算と執行の精度を上げることについて、改善すべき課題はということでございます。

予算とは、歳入予算はその年度に入る収入の見積り、また歳出予算につきましては、その年度の支出見込額を上限としたものとなっております。当初予算編成では、その時点で入手できる資料や見積りなどをもとに適正な予算編成に努めておりますが、さらに近隣町との情報共有により一層精度を上げるとともに、職員一人一人が厳しい財政状況を認識し、全ての事業についてコスト意識を持った効率的な事業の執行を徹底するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問頂きました内容のうち、公共施設等総合管理計画について答弁いたします。

平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画につきましては、本町にふさわしい公共施設のあるべき姿を目指すため、公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行い、長期的な視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に計画的に取り組み、公共施設等の最適化及び有効活用を図るために策定したものでございます。

策定後実施された、または方針が確定している施設といたしましては、広瀬台保育所、西穴闇保育所、河合幼稚園がかがやきの森こども園に、そして第三小学校が第二小学校にそれぞれ統合されることや、西穴闇共同浴場の廃止が挙げられます。

こういった公共施設の統合や廃止につきましては、総合管理計画にも記述がありますとおり、地域コミュニティ及び関係者への影響が大きいことから、十分な検討期間を設け、意見収集に努めた上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、一番初めに伺いました来年度課題に向けてのということで再質問させていただきます。

1つ災害関係の問題につきましては、やはり避難の際、防災情報の伝達手段の充実という課題というのは、やはり真剣に考えておく必要が本当にあると思います。そういう点では、とりわけ今消防庁なんかも災害の情報伝達手段の整備等に関する手引とかも出して、この間の災害状況も踏まえていろいろ報告されております。その中で、やはり直接的な伝え方としては、戸別受信機というのは一定の役割が大きいということも出されています。確かに財政問題があるので、すぐということはいかないんですけども、ただこのことを研究して、やっぱり1つの課題として準備もするという視点で、ぜひこれは検討しておいてほしいなと思っているところです。

同時に、そういう中で、本来先ほど町長の施政方針のところでも、ハザードマップの見直しについて、これを普及しながらということがありました。1つはこれいつ頃出す段取りしているかということをちょっと伺っておきたいと思います。

ただ、同時に、その際に、地区防災計画の策定の取組を進めていくということで出されておりました。そういう点では、一番初めに言いましたが、やっぱり避難要支援者名簿の整備、それと個別計画の策定という段階に入っていっておかないと、いざ、いつ起こるか分からないという点からも、具体的に前進させていってほしいと思っています。そういう点では、それを本当にどう進めるのかということは課題ですので、その辺については、ぜひこの中で位置づけていただきたいと思っていますところです。

それと、もう一点、佐味田川の問題につきましては、これはタウンミーティングの際にファシリティ・マネジメントの課題としては、佐味田川駅の整備、そして駅のバリアフリー化



も入っておりました。しかし、今回町長の施政方針の際には、この問題は入っておりませんでした。そういう点で、今年はどうするのかと。その課題を進める点で、そういう点からも聞かせていただきましたが、やはりこれは、駅前整備等もリンクしながらも、同時にやっぱりバリアフリーの取組として町内の住民の安心して住める、そして町長がよく言われている優しいまちづくりというのは大事なことです。これも先ほどやはり基準がなかなか近鉄のほうが厳しいというのがあります。ただ、3,000人以下の乗降のところについても、前回示しましたけれども、やはり国も一定の補助対象にするということも出してくれています。そういう点では、ぜひ研究する課題としてもどうか、やっぱり一歩前へ進める点では、近鉄とはぜひどういう方法がいけるかというようなことを含めて、準備を進めるという立場からも、来年度、新年度でぜひ前進させていただきたいと思っていますところ。

それと、最後の古墳、文化財関係につきましては、ぜひ進めてもらいたいと思います。ただ、この前の答弁のときには、整備委員会の設置は2019年度予定ということで出されておりましたが、ちょっと今のを聞くと、もうちょっとまた先になるようなことになっております。これはやっぱりしっかりと意識的に準備しないといけないと思いますので、これについても、ぜひ来年度の課題として重視してもらいたいと思っています。

同時に、最後に言われておりましたが、宮堂遺跡、新しい出土などもあったということもありましたけれども、全体としてぜひ50周年の記念イベントの問題も言われておりましたが、河合町のそういう財産をしっかりと守るという点でも位置づけてやってほしいと思います。

そういう全体として、最後にこれにつきまして、ぜひちょっと町長のほうに、そういう位置づけをしっかりとしてもらいたいということで、これに関して、全体の答弁や、私の質問も踏まえての所見をお願いしたいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうから、災害対応についてお答えをいたします。

戸別受信機でございますが、屋外防災行政無線をアナログからデジタルに替えたときにも様々な議論がございました。戸別受信機、全戸設置しますと数億円のコストがかかる、補助等あるとはいえ、かなりの費用になるということが一つ考えられます。また、保守点検ということで、ランニングコストもかかってまいります。耐用年数とかそういったことを比較したときに、これから技術革新で5Gというのも運用が開始されようとしています。そんな中でスマホ、そういったものが一般化してくる。その中でいろんな情報がそちらで入ってくると

いうことを鑑みまして、戸別受信機というのは今のところ考えてございません。屋外スピーカーの音量の調整等もさせていただいております、何か言っているなというのが分かれば、ホームページで同じ内容が見られますので、そちらのほうを確認頂くと。そういったことをアナウンスしてまいりたいなと考えております。

次に、ハザードマップでございますが、令和2年の早い時期にお示ししたいなと考えております。少なくとも、遅くとも出水期までには全戸配付をしてまいりたいなと考えております。

次に、避難行動要支援者の個別支援プランですが、こちらにつきましては、地区防災計画と一体的に考えていかないといけないなと思っておりますので、先ほど課長が申しましたように、モデル地区というのを選定しまして、そこを重点的に整備して、そこでいろんな課題を抽出した上で全町に広げてまいりたいなと考えております。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 佐味田川駅の前のバリアフリー化につきましては、高齢者だけでなく、障害をお持ちの方、また子育て世代に優しいまちづくりのためには欠かせない課題であるということについては変わりませんので、今後、河合愛A I構想の中のファミリー・マネジメントの一つとして駅前の整備を進める中で、併せてバリアフリー化を進めていければというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） すみません、最後にちょっと町長には一言お願いしたいんですけれども、ただ、今、情報伝達のありようについて、森嶋次長のほうからいろいろ言われたんですが、ただそういう状況の中で、特に高齢者の方含めて、これでは全然分からんということと、使えないという実害があるということと、それから全国のやっぱりいろんなこの間、災害のときにも、結局防災無線や、それから今のデジタル的な形での機能だけではなかなかうまくいかないということもやっぱり出てきていると。そういう中では、とりあえずとりわけ要支援の支援が要る方々含めて、真剣にやっぱり伝達する方法については考えなければいけないということについて、そういう問題意識のもとで研究というか準備もしてほしいという意味合いで言っております。

そういう点では、バリアフリーの件もそうなんです、やはり来年一歩進めるということ

で、それから実際途中、また終わってからここまでは行ったということが分かるような取組としては、ぜひ進めてもらいたいと思っているところです。その点については、ちょっとぜひ町長のほうからも一言お願いしたいと思います。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、数点にわたってというか、議員のほうからいろんな面で課題についてのお話をしていただきました。全般的に課題につきましてはしっかり議論をしまして、今おっしゃっていただいたように、少しでも前に行くように、また中身の検討もちょっとしっかりこちらのほうでやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ、この間、質問等で一定やるような答弁をされていた方について聞きました。ですから、ぜひその辺については、責任持って進めていくような、そういうやり方を進めていただきたいと思っておりますので、また途中途中で確認をしてみたいと思っております。2番目に、財政問題に関連してです。

全体としてさっきご答弁ありましたが、1つ確認したかったのは、今の時点で町長が今進めている財政問題については、何を方針として進めているのかということ、もう一遍はつきりしておく必要があると思って聞いたところです。それについて、こちらのほうから言いましたけれども、この改訂版の29年3月の分が、これが柱だというなら、それならそれではつきりしてほしいんですが、ちょっとその点について、もう一度確認したいと思っております。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） お答えさせていただきます。

健全化ということになりましたら、歳出の削減につきましては、財政健全化計画というのを平成29年度に作成しております。そこからそれに基づき取り組んでいるところでございます。

先ほど僕申し上げました河合愛A I 構想につきましては、その3つの柱をもとに、人口安定、定住促進に伴う歳入の確保というところを基本として進めているところでございます。その中には、当然公共施設の再編というところはございます。それに伴って、財政健全化と

一部重複というか相似するところはございますけれども、基本はそういう形で進めているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと意味が分かっていないように思うんですけども、要は清原町長になって、財政の問題についてこれを方針として進めていこうということが、やっぱり住民にもはっきり分かりながらやらんといかんと思います。

そういう点で、29年3月の改定版というのを作りましたけれども、実際このときにもいろいろ課題があったときに、例えば文化会館の休止とか、豆山の郷の風呂やめるとか、交流センターの統合とかいろいろありました。検討課題としてもありました。結局そういうやつをどうするかというのは、もう一つははっきり分からない状況のままで来ていると思います。問題あるやつもあると思っております。

しかし、その一方で、この財政問題について、進捗状況ということでさっきも言われていましたけれども、確かに29年、30年と効果額とかはホームページでは分かります。そしたらこれは何をやろうとして、何に対してこんだけ要ったのか、そのことは住民はよく分からないままやと思います。そういう点では、改めてこの方針で、問題はありますけれども、これでいこうとしているんやったらそれをはっきりさせて、住民の理解も得ながらやるというスタイルにしないとだめやと思うんですが、そういう点でこの計画について、再度これ5年計画になっておりましたから、来年4年目に入りますね、計画から言えば。そういう点でのトータル状況を踏まえて、いや、清原町長もここではこうやるんだということも含めて、明確にする必要があるのではないかということでは言っているところです。それについてちょっとお答え願いたいと思います。これは町長か副長かにお願いします。担当課が言うことでは本当はないと思いますので、この基本的なことにつきましては。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 日頃から町長が私に命令しておりますようなことも踏まえて、私のほうからご説明をしたいと思います。

29年度につくられました財政健全化計画、それから河合町が目指す姿をつくった街再生総合戦略、こういうふうなものを踏襲しながら、より具体的に前進するようなものを、令和2年度中に河合愛A I構想としてまとめたいと思っております。その際には、小さな単位でタ

ウンミーティングを開いて、町民の皆様方のご意見を吸い上げて、吸い上げたものを参考にさせていただいて、それをこの計画に反映させるような、より具体的なものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 構想の問題については、確かにちょっと改めて確認したかったんですけども、ただ、今言っているのは、財政の健全化を進めるんだと言いながらも、実際数字も含めて見えるような形でこれを進める状態にしてやっているんだということが、そういう点では何なのかというのが、今ちょっとはつきり分からないような気がします。さっきのこんだけ効果が上がりましたというときに、そしたら何を閉める、全体にして分母が分からない状況でやっているように思います。

そういう点では、その問題について、これはちょっと実務的に聞かせてもらいたいと思います。どうでしょう、これは結局、今効果が上がったと言っている、それは何に基づいて効果というふうに考えているのでしょうか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 健全化の効果ということでございます。

財政健全化計画、平成29年3月に作成しております。年度別の実施計画、その効果予定額というのを公表させていただいております。1つは、財政の健全化に向けてということで、平成29年6月、広報の折り込みとホームページに載せさせていただいております。もう一つが、河合町財政健全化計画改訂版ということで、ホームページに載せさせていただいております。その最終のページ、それぞれ最終のページなんですけれども、計画の見直しにおける年度別効果額ということで載せさせていただいております合計の効果予定額をもとに算出をしております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それは分かっているんです。ですから、そのときのこの効果を予定している額というのは何を実施したときなのかというときに、例えば休止を検討するとか言うている分も含めて入っているのかどうかというところ。だから、その辺は住民もはっきり分かっていたんじゃないかということがあります。そういう点、どっち向いて言っている

んかが、今の時点ではよく分らんのではないかと saying いるんで、例えばその中には、休止を予定しているとか何とかが入って、もう全部入れた効果として考えているんでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 見直しの結果につきましては、何度か公表させていただいたところではございますが、その辺、収支もできていないところもございます。そういうところから、当然その辺も含めて、今後また住民の皆様に分かりやすいように公表させていただきたいと思っております。

ただ、先ほども申しておりますように、効果の予定額というものにつきましては、その計画に書かせていただいたものを年度ごとにやる、この年度にこれをやるのかいうのを決めさせていただいた上で効果額を積み上げたものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 要は、住民がよく分かりながらやるということは大事やと思う。

例えば、そしたらまほろばホール休止検討と書いていまして、これは休止する前提の上だった効果額と考えているんですか、これは。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 健全化におきまして、その今議員おっしゃっていただきました休止の検討というところでございますけれども、実際に取組を行う際に、住民の方、またその関係団体の方と調整を行いながら進めていくということで、その計画では休止の検討という形で書かさせていただいております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 分かっているんです。だから、そういう点で、要は今どっち向いてしっかりやろうとしているかが、やっぱりしっかりないといかんと思うんで、そういう点ではちょっと時間がないようになってくるからあれなんですけれども、この計画を含めてですが、やっぱりどういうところを目指すかということも含めて、一方でやっぱり出しておかないといけないと思っています、数字的にも。

そういう点では、例えば一方で、今職員の給与の削減ずっとやっておりますね。今回また

さらに広げると、これいつまでやるんかと。こういうところまで来たら、例えばこれはもう改善しようとか、それも見えないままやっているようなやり方というのは、これはもうよくないと思います。そういう点で、今構想じゃなくて、健全化計画としての目標や、そしてここまでいこう、あとこれを5年間というたらあと2年しかなくなってくるから、清原町長のところではどうするんか。こういうことをだからはっきりしていないと今思うんです。そのことをしっかり持った上でやる必要があると思いますけれども、そういう意味での現状認識としてはどうでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） おっしゃるとおり、現状そぐわない部分も出てきていると思います。それにつきましては、当然見直しながら、そして見直したところも含めて、住民の皆さんに説明しながらやってまいりたいと考えています。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これちょっと後で最後にまた町長に伺いますけれども、ですから、今の清原町政になって、要は財政のことは住民も関心がある中でどうなっていくか、大変厳しいというのは確かにあります。ですから、その点を含めてどっち向いてこれを改善しようとしているかを、やっぱりはっきりとまた改めてこれについて示す必要があると思うので、そのことについては、やっぱり必要だと思います。

そういう点で、今年度の決算のことをちょっとよそへ聞きましたけれども、やはり大変財源不足というのが大きいと思っております。先ほどありましたが、まだ決算では当然ないんですけれども、明らかになっている分で、例えば収入と思っていた交付税の関係、これは普通交付税と、例えば臨時財政対策債含めて、当初予算何ぼあって、結果的にこれははっきりしていますから、今何ぼになっていますか、歳入予定は。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 普通交付税につきましては、当初予算17億400万円で、決算見込みにつきましては16億5,900万円という形になっております。

○6番（坂本博道） 臨時財政、臨時財政対策債。

○財政課長（上村卓也） 臨時財政対策債につきましては、2億8,000万円が2億円という形

になっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、一番要になる税と交付税関係、特に交付税のところ、両方合わせたらやっぱり20億近い予定だったのが、1億1,000万既に入っていないことになっているんですね。そういう中で、この間、財政調整基金をずっと崩してきております。今度の3月補正でもまた1,200万崩す予定、枠ですけれどもなっています。これ全部やったら、結局調整基金幾らになりますか、残っている分としては、今年度という点で。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 財政調整基金ということでございます。

今回議会に提案させていただいております補正予算の分を含めまして、基金残高といたしましては、予算ベースで5,054万2,000円ということになります。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、今年度入っていろいろで結局7,000万ほど崩さんといかんような実態になっています。そういう点では、来年度5,000万、もし財政さつき厳しくなってそのまま終わると5,000万ぐらいしか残らない。その中で来年度やらんといけなくなると、本当に何かあったら大変なことになるという状況がある。だからこそ、健全化に向けてと言いつつも、やっぱり住民にとってもしかり分かるような形で予算組んだり、また知らせることは大事なんで、そういう点では、どこを目指しているか、今はっきりしていないというふうに思います、そういう点では。そういう点で、改めて明確にしてください。

その上で、河合愛A I構想ということで、この間言われておりますけれども、これもだから位置づけがまだ、けれども全体像が見えない形だと思っています、これ自身も。実際この間のタウンミーティング等でも報告されましたけれども、土台は夢ビジョンやと言われつつも、3つやというても、結局店舗が出たの3枚だけで、今ホームページとかでほんだら計画としてはこれ何か上がっているかというたらそうでもない。結局それとどう向いていこうかというのがやっぱり見えにくいし、はっきり分からない。これでは町民のほうはますます不安になると思います。そういう点では、問題あったら、我々のほうも意見も言えるんですけども、まだ言えるというほどの土台にもなっていないように思います。

先ほど来年度と言うていましたけれども、そういう点では、これをどう本当に進めるかと



ということについてしっかりと考える必要があると思うので、そういう点では、今方針やこう進めるということを明確に改めてする必要があるということを指摘したいと思います。

さらに町長、どうですかね、本当に。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 施政方針演説でも、どういうことをやっていこうかということでご提案させていただいたんですけれども、去年から言っていますのは、大きな柱としては3つをやる。それは、財政再建をよくしていくということ、それから先ほども人口減の問題も出ていましたけれども、人口はやっぱり増えるような取組、それから魅力ある河合町に対して再認識してもらい、それが一番大きな柱になっております。

ただ、それだけでは実際に進んでいくことできませんので、やれるところからやるということで、河合愛A I 構想ということで今ご提案していますのは、公共施設再編する、それから教育のまち、子育て環境の整備を進めるということで、やれるところからやるということ、今こちらのほうでいろんな点で考えている内容です。その中で、多分住民の方にも協力していただく場面もかなり出てくると思います。そういうことで、流れとしましては、小さな単位の大字自治会のところに足を運んでいきまして、こういうことをある程度計画出来ましたら、それをご提案してまたご意見を聞く、そういう段階で、かなりはっきりしてくるかなど。いろんな切り口があると思います。

今日は先ほども収入を増やすということで、税のことでもいろんなご提案頂きました。本当にうれしいなということも思っております。ただ、いろんな面で変えていかななくてはいけないんですけれども、やっぱり最低安定した地域住民のサービスというのを、一方的には切ったりとか変更できませんので、そういう部分も含めまして、しっかりご理解を得るといっか、そういう作業をしていきたいと思っています。だから、ちょっと答え方としては、大きな流れ、私は抽象的なことしか言えない部分もあるんですけれども、とにかくそれがこれから進めていく道かなと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いします。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） シミュレーションも準備していると言っていましたけれども、そしたらその土台は何なのか、ちょっとこれもはっきりさせてやらないと、タウンミーティングも結

局理解が十分得られないと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、最後、組織問題ちょっと言うてあるのに、これ答弁なかったんですけれども、ただ一方で、組織の在り方をやっぱり見直したらどうかというふうに思います。それは、部制であったり、部長次長制であったり含めて、全体ちょっと力結集できるような方向を考えるべきではないかと思ったりしています。

その関連で、これも問題になった参与や参事の在り方なんかも、この間言われました。やっぱり現有戦力で頑張るというところでやっぱりするべきやと思うんで、その点では来年度何か変える予定あるんでしょうか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 組織につきましても、先ほども税をしっかりと徴収していくということのそういう部分のご提案もありました。今おっしゃっていただいているように、全体の組織につきましても、いろんな面でトータル的にできなくても、部分的に変えて、職員の皆さんが働きやすい、それが町民の利益につながるようなことを進めていきたいと思っております。どういう形でご発表できるかは分かりませんが、とにかく少しでも変えた形をご提案していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○6番（坂本博道） 議長、すみません、最後できませんでしたが、公共施設については、ぜひ国が個別計画もということで、来年度までということ言うております。そういうことも含めて、全体の中でぜひ具体化していくようにして欲しいと思いますので、以上、これで終わります。

○議長（杵本光清） これにて坂本博道議員の質疑を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道